

1 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

報告：①令和2年度光市水道事業決算見込みについて

説 明：宮崎水道事業管理者 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。数点質問させていただきます。よろしく申し上げます。

水道施設の中長期的な更新計画を策定する際に、各施設の標準的な使用期間としての更新基準年数を定める必要があるというところでありますが、水道施設管路の更新基準年数の考え方、本市の水道局の更新基準年数の考え方について教えてください。

○藤井工務課長

更新管路の設定基準についてですが、これまで耐用年数は全ての水道管路で40年と定められておりましたが、これは資産管理上の数字であり、管自体の能力を定めるものではありません。そこで平成23年度に検討チームを立ち上げて、これからどのように更新を進めていこうかという検討を進めてまいりました。

管路の更新基準をはかる資料として、水道局で維持管理をしてきた修理履歴を確認したところ、VP、CIPといった管路の破損がほとんどであり、90%以上を占めているというが得られ、ちょうどこのころ、各種管路メーカーの製品数値がこれまでの埋設してある実績の積上げにより、40年以上の耐久年数があるということが証明されてきました。

さらには、水道技術センターが管路更新基準設定を一律の40年ではなく、管の性能ごとに分けた指標を出してきたことなどを参考にして、根拠ある独自更新基準年数を設定いたしました。

設定数値といたしましては、事故率の高いVP、CIPについては、そのままの40年とし、レベル1地震動が発生しても軽微な被害で済むであろう管路については40年に1.5倍を掛けて60年に設定をいたしました。また、耐震管とされているダクタイル鋳鉄管については、2倍の80年で設定をして、管路の更新計画を策定しております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。VPとCIPの90%以上であるというところで、私の持っている経年年数のグラフも、そういった物が高いように思うので。

それで、適正な使用条件、いわゆる適正な基準で埋設された管と同等の配管条件のもと、水道管を使用されている塩化ポリビニル管、これも同じという考えでよろしいですか、やっぱり。

○藤井工務課長

硬質ポリ塩化ビニル管ですが、破損率が高いので今どんどん更新をしているところです。この管は、継手構造が、接着するタイプと差し込んで可動するタイプの2種類ありまして可動するタイプは、地震等地盤が揺れても管が実際動いてそれを吸収する仕組みになっており軽微な地震に対応できる管であることから、耐用年数を60年と、接着するタイプは40年と設定しています。

以上です。

○田邊委員

今、可動する、ちょっと余裕があるという感覚で今捉えたんですけど、可動がある物についてはV Pを60年という年数の範囲で大丈夫という理解でいいというわけですね。

それでは、水道管、またこの内面をモルタルでコーティングしたダクタイトイル、いわゆる鑄鉄管、ダクタイトイルの鑄鉄管、これが主に30年、昭和30年以降に全国で使われるようになったと思うんですけど、今言う光市には、水道管、現在ダクタイトイル鑄鉄管、この内面モルタルのコーティングの鑄鉄管、これは主であるのかどうなのか、割合を教えてくださいというところをお願いします。

○藤井工務課長

ダクタイトイル鑄鉄管内面ライニングでございますが、光市水道局では、内面モルタルライニングが発売されて以降、モルタルライニング管を使用してまいりました昭和40年後半にエポキシ樹脂内面粉体塗装の製品が開発され、現在はエポキシ樹脂内面粉体塗装を使用しております。これはどちらがいいというわけではないのですが、光市としては水質の変化を少しでも抑えようと、選択して使用しております。割合は、現在のところ把握しておりません。

以上です。

○田邊委員

今のモルタルじゃなくて、光市においてはエポキシの樹脂のほうが、水の純度とか、健康面などについてのそういったものについては、エポキシのほうがすぐれているから光市では使うという理解でいいですか。

○藤井工務課長

どちらがすぐれているというわけでもなく、全国的にはモルタルライニングを使用している事業者もあります。事業者の考え方でどちらを選択するかですが、数値的には大きな差はないと考えております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。ちょっとそこが気になってたんですね。

先ほどの水道施設の更新基準年数40年というところでありますけど、水道事業者の実情、施設の重要度、また、劣化状況、維持管理状況、管路の布設環境等を踏まえた考え方について、いわゆる水道事業におけるアセットマネジメント資産管理の取組も含めて、再度、考え方を教えてほしいと。水道事業におけるアセットマネジメント資産管理の取組を踏まえた上での考え方をお願いしたい。

○藤井工務課長

アセットマネジメント、今後の更新計画の考え方でございますが、先ほど耐用年数を光市独自の耐用年数に設定したと申しましたが、当初、全ての管路を40年で検討したところ、更新費用だけでおおむね80億円程度かかる試算結果が出ました。それで更新基準を新しく定めたところ、50億円程度に更新費用を抑えることができたというところがまず最初にあります。

それをもとに、これからの中長期的な管路の更新を計画いたしまして、令和19年までに市内全ての管路をレベル1地震動適合管とし、南海トラフ地震震度5強、これが発生しても被害を最小限に抑えることを目的として三つの計画に取り組んでおります。1番目が基幹管路更新計画で、これは送水管整備事業、配水本管整備事業に当たります。2番目に管路耐震化計画、そして3番目に老朽管更新計画、この三つの計画を進めております。

優先順位の考え方としましては、管路が持つ重要性、事故の割合、維持管理困難な場所、重要施設がある路線等を勘案し、順次、優先順位を決め更新を進めているところでございます。

現在の進捗状況を申し上げますとレベル1地震動適合管の割合が現在88.1%であります。残り11.9%、これが先ほど出てきましたVPとCIPであり、延長にして約40km程度残っております。これを令和19年度までに整備し、100%を目指し進めているところでございます。

以上です。

○田邊委員

最初に言われたのは、試算がアセットマネジメントの予定80億円のところが50億円に縮減されるよというところが一つの資産的な面ではね、そしてあとは災害の令和19年度までに地震レベル1までの対応を完了するよという考えで走りよるという理解でよろしいんですか。

○藤井工務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。

もう一点、これは市民がいろいろ問い合わせしてくるという部分ですけど、給水装置、

これは市民の皆様の快適な生活を支えるもので、長年にわたって、今言うアセットマネジメントによってもいろいろ今後展開されると思うんですけど、道路に埋設された水道管、配水管から分かれて家庭まで引き込む計装類、いわゆる止水弁なり制水弁、そして仕切弁など、水道メーターなど、口径によると小さい10cm程度の物が、10cmから20cm程度の物が道路上に幾つもあるのは皆さんも見受けられると思うんですけど、その周囲を保護している構造物が経年劣化して、また、経年変化によって段差が生じているという所が見受けられると。この辺りの対応は今後どう考えておられるのかをお願いしたい。

○藤井工務課長

市道に埋設してあるバルブボックス等の段差についてのお問い合わせですが、水道局所有のボックスの数、令和2年度集計で、仕切弁の数としておおむね8,000弱、消火栓ボックスが800基、減圧弁11基が公道内に設置されているところです。また、給水管のバルブ、これについては公道にあたり宅地内にあたりと場所が不確定なものもあるため、水道局で全ては把握しておりません。BOXによる段差は、確かに、いくつか生じている箇所があり、基本的には通報による発見、また、職員による点検時に発見されるということがほとんどでございます。段差のある箇所が発見されると二次災害回避のため、速やかにボックスのかさ上げ等を行う準備に入りますが、段差が余りにもひどい場合や、業者もしくは交通誘導員等が確保できない場合はレミファルト等、簡易舗装で一旦段差を埋め、後日、改めて対処しております。

数が多く、現在全てを把握するということには至ってはいませんが、バルブの点検リストを路線ごとに作成し現地確認を行うなど、事故防止に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○田邊委員

各種計装類よね、いわゆる。それで今1万弱あるというのは分かりました。先ほど言われたのはかさ上げするというのは、沈んでるのをかさ上げなんですけど、コンクリで周辺部を固めたと、それでこっち、片やこっちはアスファルトで沈んでいるというところで、その部分が仮に上がってる状態な場合もまあ、今ちょっと補修するというところなんですけど、そこの辺りもお願いはちゃんとできるという形ですよ。

○藤井工務課長

はい、下がった場合は当然上に上げる。そして回りの舗装が下がりボックスが上に上がってる状態であれば、パイプを切って下げるといった対策がとれるようになっておりますし、ボックス自体が破損して壊れた場合は、そのボックスを取り換える、そういった対応を図っております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。上がった場合はレベルを合わせて切って調整して下げるという形の理解でよろしいわけですね。

○藤井工務課長

はい。そのとおりです。

○田邊委員

以上です。

○大田委員

おはようございます。先ほど局長が言われたんですが、令和2年度の有収水量が新型コロナウイルスの影響で家庭用に対しては増加したものの、その他のことに関しては減少したということで報告がありましたが、今年度の現時点での水使用はどのような状況なのかお教え願いたいと思います。

○中西業務課長

今年度に入ってから有収水量の推移ということでお答えいたします。

先ほどの局長の説明からもありますように、家事用水が増加傾向というのは現在も続いておりまして、今年度5月末時点で2か月分でございますが、前年度比で約5万 m^3 上回っている状況でございます。

その内容といたしましては、局長が申し上げましたように家事用水につきましては、昨年度同時期以上にコロナ感染症対策の手洗い習慣、こういったものが定着して増加しているのかなというふうに分かっています。

また、家事用水以外の用途や2大企業をはじめとする工場用水につきましても、コロナ前の令和元年、ここまでは及びませんが改善傾向にあるといった状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。コロナで家庭用が増えたから5万 m^3 ぐらい増えたということでございますね、分かりました。

次に、今現在、周南市の熊毛地区に送水をされてると思うんです。大体総額5,000万円くらい水道局のほうに入っておられるというふうにお聞きしておりますが、令和2年度の予想といたしまして、平成28年度から送水を開設されておられると思いますが、総水量の変異などがありましたら、どのような状況なのかお教えてください。

○中西業務課長

収益についてまず触れさせていただきますが、一応見込みということでお答えさせていただきますが、熊毛地区の送水事業に伴います収益、これが委員今言われますように

約5,000万円ありますが、内訳といたしましては送水業務に係る維持管理費や電気代にかかります受託業務収益、これと林浄水場の施設の使用料となります賃貸料、こういったものがございます。令和2年度の見込みで申し上げますと、受託業務収益としましては約3,990万円、賃貸料としましては約1,300万円を見込んでおります。

お問い合わせの送水量の推移ということでございますが、熊毛地区につきましては大口事業者がございませんし、それから光市に比べて人口の減少が緩やかというところもありますので、毎年度の使用水量の変動が小さく、送水を開始した平成28年度からおおむね約95万 m^3 で推移しております。

以上でございます。

○大田委員

今5,000万円ぐらいじゃなくて、固定費ちゅんか、変動費といいますか、それが3,990万円で賃貸料が1,300万円とか言われたから、少し5,000万円より多い収入になるかという解釈でよろしゅうございますね。

○中西業務課長

先ほど申し上げました金額というのが、税込みの金額でございます、令和元年度に消費税改正もありましたので、税抜きであれば4,800万円ぐらいと見込んでおります。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。

次に、送水管についてお聞きしたいと思います。

送水管ももう何十年も戦前から使われているようにお聞きしておりますので、耐用年数も来てるんじゃないかと思われまして、今回、令和3年度事業で送水管の実施設計の予算が計上されておりますが、今後の事業内容、計画とか分かりましたらお教えてください。

○藤井工務課長

送水管整備事業についての今後を説明させていただきます。

まず、現在の進捗状況といたしまして、令和元年度に実施いたしました基本設計業務をベースに、令和4年度より始まる工事発注に向けた実施設計業務について発注を終了しております。

業務内容につきましては、JR軌道下施工部と道路場内施工部それぞれについて発注をしており、令和4年度施工部についてはこの予算期までに、5年度以降の施工分につきましては今年度中に実施設計完成に向けて受注業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

今後の送水管整備の予定になりますが、令和4年度から令和8年度の5年計画にて更新計画を実施していく予定でございます。

送水管の整備区間につきましては、林浄水場より J R 軌道部を横断後、市道大田上島田線、県道光玖珂線、主要地方道光柳井線を經由して清山配水池へ接続することとしております。

直近、令和 4 年度の工事といたしましては、県道光玖珂線の一部約 600m を施工し、また、清山配水池場内の配管を一部施工する予定としております。順次施工を行い、令和 8 年中の完成に向けて事業を現在進めているところでございます。

以上です。

○大田委員

J R との所を横断すると今言われたんですが、J R の横断する場合に J R との協議をされると思うんですが、その話はもうめどが立ったわけですか。

○藤井工務課長

J R との協議につきましては、令和元年度から進めておりました、令和 2 年度に基本協議まで終了しております。今からは最終的な調整ということで、具体的な数字が必要になります。軌道に影響がないか、どの位置にどのような立坑、そしてどのような穴を掘る工法が最もすぐれているか、この辺を今回の委託業務で検討し、次の段階の協議を J R と行う予定としております。

以上です。

○大田委員

その話が、先が見えてきたから 8 年までで終わると、完了という計画にされたんだろうと思いますので、しっかりと J R などと、県道などよく打ち合わせして工事やってください。

○宮崎水道局長

今、工務課長のほうで工事内容を申し上げましたけれども、あくまでも今の案でございますので、確定事項ではございませんので、そういう認識でお願いいたします。

○大田委員

了解しました。

昨年度、市議会要望として新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策について各所管を、対応を要望しておりました。その中で水道局に関連する項目に水道料金については受益者負担による原価で構成される性質上、財源を減免に充当されることは不適切であるとの答弁を頂いております。性質上不適切であるという言葉に対して、どういうふうに解釈すればいいのかお教え願いたいと思います。

○中西業務課長

昨年度の市議会要望の中の水道料金の減免ということのお問い合わせの内容だと思い

ます。

まず、水道料金の性質でございますが、水道料金は受益者負担の原則によりまして必要な原価を基礎としまして決定したものであるということでございます。

現在の光市の水道料金につきましては、平成23年に行いました料金改定時の料金体系でございますが、この時の原価算定時には算定期間に係る費用の積上げと老朽施設の更新の財源となる資本報酬費、こういったものを積み上げる総括原価方式といったものを採用いたしました。

委員言われましたように、水道料金の性質上不適切と回答いたしましたのは、この料金原価には今回の減免による費用は含まれておりませんので、仮に減免を行った場合、老朽管更新の財源を確保できなくなり、予定していた一部の工事を先延ばしせざるを得ないといった状況になるということでございます。

老朽管更新の先延ばしは、水道管破損に伴う断水リスク、これを高めることとなりまして、手洗い・うがいなどが現在行われておりますが、こういったものができる安全な水道水を届けることを阻害してしまうといった結果になるかと思えます。

そのため、コロナ禍におけます水道事業を行うべき最大の感染防止対策は、水道料金による健全な経営を行うための必要な財源を確保いたしまして、計画どおり、予定どおりの水道管の布設替工事、あとその他の維持管理業務、これを絶え間なく行うことだと考えております。

以上でございます。

○大田委員

市民に対して安全な水を提供するために工事なんかを行うから、減免はちょっと考えましょうよということでございますが、この不適切ちゅう言葉はちょっとこう、もう少しこう軟らかい言葉にしてもらったらと思うんですが、内容は分かったんですが、ちょっとこの言葉遣いに対してちょっとお聞きしたわけでございますので、今後とも考えてよろしくお願ひしたいと思えます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第40号 光市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

この法案は、総称で書いてあるんですけど、例えばというのがあったら教えてもらいたいんですが、例えばこういう例がありますよという例があったら。

○山根福祉総務課長

災害でお亡くなりになられたということかはっきりしておれば、この審査に付する必要はないんですけれども、どういう状況か、明らかに災害によるものと判断できない場合に、専門的な見地で判断していただく審査会に付するという形を取らせていただければという状況でございます。

○大田委員

それは人間的なだけ、それとも物的なものもあるの。

○山根福祉総務課長

弔慰金であったり見舞金であったりというものに対して原因が定かでない場合に審査会に付するものですので、物的というものが、私のほうで想定ができません。

○大田委員

了解しました。

○田邊委員

この災害慰霊金のこの支給等のこの関する条例の一部改正条例は、山口県内ではもう既にどこかやっておられるんです。

○山根福祉総務課長

このような改正につきましては、何市か対応されていらっしゃる場所もございます。光市と同じ状況、まだこの審査会が設置できるような条例改正をしていらっしゃるないところも、今確認しておるところでは、3市程度あるかと認識しております。

○田邊委員

分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第41号 光市災害弔慰金等支給審査委員会設置条例

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

44 ページの第3条、委員会は委員6人以内をもって組織するということなんですが、これは仮に、この6人以内ということなんですけど、5人でも可能なわけです。

○山根福祉総務課長

以内でございますので、可能でございます。

○田邊委員

そういった場合の、この優先順位などあるんですか、こういうの。

○山根福祉総務課長

特段、優先順位はございませんが、この(1)から(5)については常設と言いますか、お願いをしたいと考えております。

○田邊委員

だから、確実にいる方は1の弁護士、2の医師、3の社会福祉士等、4の副市長、福祉保健部長、こういった方々は確実にいるということでもありますか。

○山根福祉総務課長

現時点、この5人にはお願いをしたいと考えております。

○田邊委員

分かりました。だから、その他の市長が認める者というところがなくても、この委員会は可能であるという判断でよろしいんですか。

○山根福祉総務課長

申請をいただいた状況にもよりますので、(6)につきましては、状況を見て判断をさせていただくということで条項を入れさせていただいておるところでございます。

○田邊委員

分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第36号 令和3年度光市一般会計補正予算(第2号) [所管分]

説 明：堺高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

10 ページをお願いします。10 ページ、上段、3 番目。

電算システム改修業務委託料 440 万円についてなんですけど、このあたりのかかる、この子育て世帯生活支援特別給付金事業によるものとは思いますが、ここを少しちよっと説明をお願いしたいんですけど。

○西村子ども家庭課長

こんにちは。

こちらのシステム改修費は子育て世帯生活支援特別給付金、その他世帯分に関するシステム改修で、住民税非課税世帯の方を抽出する等のシステム改修によるものでございます。

○田邊委員

システム改修で 440 万円というところなんですけど、これは大体こんなものなんです。その他市についてもそんなものなのかなとちょっと気になったところで、分かる範囲でお願いしたい。

○西村子ども家庭課長

いわゆる住基システムから、住基と税情報を引っ張ってまいるもので、周南 3 市は同じ会社からやっておりますので、ほぼほぼ同じだと思います。

○田邊委員

周南 3 市はほぼほぼ同じだということで、理解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

質 疑

○清水委員

こんにちは。

まず、先日の一般質問でも先行委員から質疑がありました件なんですけど、大和地区の老人憩いの家について、自治会譲渡の準備をするとの回答がありましたが、このスケジュールと、あと地元の意向というのは、どのような方法で取っていくのかお教えてください。

○堺高齢者支援課長

自治会等への提案のスケジュールでございますが、11 施設ある、老人憩いの家の利用実態に基づく代表者等を集め、市の考え方をお伝えした後に、施設ごとへの説明等へまいりたいと考えております。

施設ごとの説明を考えておりますけれども、現在、新型コロナウイルスの感染拡大状況等を見ながら、まずは代表者を集めた説明会の早期開催に向け、準備を進めている状況でございます。

また、地元の意向はどのように確認するかということでございますが、基本的には、地元の意見は地域でまとめていただいた上で、細かい協議を進めさせていただけたらと考えております。

地元の意向や意見のまとめ方については、利用実態に基づく各関係者を中心に、御説明や御相談をしながら進めてまいりたいと考えておりますが、これもコロナ禍の中で総会を見合わせる自治会もあることなど、集まるのが難しい状況にもありますので、適切な時期を見極めながら、進めていきたいと考えております。

以上です。

○清水委員

ありがとうございます。

こういったコロナ禍の状況で、確かなかなか進まないこともあると思うんですが、できるところからでも、着実に進めていっていただきたいなと思っております。

続いて、先日、島田にある愛光園という保育園が休園されまして、実は、私も愛光園出身な者ですから非常に寂しいなという思いではあったんですが、休園する2週間前ぐらいに、園のほうから保護者の方へ今月いっぱい休園ですよというお知らせがあったみたいで、実際、その保護者の方たち、非常に苦労されて、新しいところでの体操着とか制服とかも買わなきゃいけない、そういった出費も出てしまって、非常に大変だったという声は聞きました。

ただ、通っていた子たちは皆、ほかの保育園に転園されたということは伺ったんですが、下松とか周南市とかだとなかなか保育園に入れないということも聞いたんですが、現在、本市では待機児童はいるのかいないのか、いるのであれば何人ぐらいいるのかお教えてください。

○西村子ども家庭課長

待機児童についての御質問でございますが、本市では待機児童は発生しておりません。

○清水委員

ありがとうございます。

待機児童はなしということで、これはよかったなあと思うところではあります。

もう一つ、コロナ禍で、ネグレクトやDVでの被害というのが増えておるというのをニュースや新聞で見たことがあるんですが、本市の児童虐待数、これは今どういった状

況なんでしょうか、お教えてください。

○和久子ども相談担当課長

本市の児童虐待の状況につきましては、要保護児童対策地域協議会で取り扱った件数についてお答えいたします。

令和2年度は速報値となりますが、23件でした。昨年度、令和元年度は29件でございましたので、6件の減少となっております。

以上です。

○清水委員

ありがとうございます。

6件減少ということで、これもいいなあと思うんですが、この児童虐待の対策、ある場合には具体的にどういう対策を取られているのか教えてください。

○和久子ども相談担当課長

児童虐待の対策ということですが、今、お話しました光市の要保護児童対策地域協議会という、福祉、医療、教育等の関係機関で構成されております、要支援児童等について、適切な支援や協議、情報共有を行う協議会がございます。こちらの協議会を中心として、関係機関で連携して、様々な支援を行っております。

以上です。

○清水委員

ありがとうございます。

この児童虐待も件数は減ってはいるんですが、全国的にはやっぱり増えているということも聞きました。ですので、本市でも、ぜひこの児童虐待を減らす以前に、そういったことを防ぐとか、もちろんやられておるんですが、しっかりとこちらもよろしくお願いたします。

最後に、新型コロナウイルスのワクチンの事業所ごとの集団接種の状況について教えてください。

まず、集団接種の申込数というのは、今現在、分かるところまででいいんですが、何件の申込があったのでしょうか。

○田中健康政策担当次長

事業所等の申込状況でございますが、先週の木曜日時点の集計でございますが、約160事業所、約8,000人の申込をいただいております。

○清水委員

ありがとうございます。

160事業所で8,000人、これは市外の方とかも含まれているとは思いますが、すご

いすばらしい成果だと思えます。

この例えば 50 人以上の事業所の場合、医師と看護師が派遣されると聞いたんですが、そのときの会場の設営とか準備とかというのは、誰がどのようにやっていくんでしょうか。

○田中健康政策担当次長

事業所等を会場とした集団接種に関してというところでございますが、事業所等を会場にする場合の会場設営等は、事業所のほうにお任せする形としております。

ただ、セッティング等については、初めてのことで分からないという部分も多くあると思いますので、ワクチン接種対策室が間に入りながら調整をしているところでございます。

○清水委員

分かりました。

その場合、その事業所が会場になる場合に、当日、休まれたりとかキャンセルとか出て、その余ったワクチンというのはどのように使用されるんでしょうか。

○田中健康政策担当次長

事業所での接種の余剰ワクチンについては、今、事業所のほうと調整を図っているところでございます。できるだけ無駄にならないように対応したいと考えております。

○清水委員

ありがとうございます。

このワクチンの接種に関しては、本当にもう私も今回一般質問でも申し上げたんですが、県内でもトップクラスで非常にスムーズだと、市民の方々からも、すぐ取れたというような、そういう感謝の声もすごい届いてきます。

ひとえにこの成果というのは、本当に皆様が中心になり、計画、準備、そして実行でクレームなどの対応をされてきた、成果だと思えます。これは本当に心から感謝申し上げます。

あと、この事業所のまた集団接種も人数が約 8,000 人の方ということなので、またいろいろとトラブルとか出てきて大変だとは思いますが、そちらも引き続き、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○早稲田委員

おはようございます。

私のほうからは、昨年度、令和 2 年度に環境福祉経済委員会から幾つか支援策のお願いということで要望を出しているんですけども、それらについて、数点確認させていただけたらと思えます。

最初に、新型コロナウイルスの感染症の相談体制の確立をということを要望していたと思うんですけども、相談窓口への問合せの実績について質問いたします。

○田中健康政策担当次長

新型コロナウイルス感染症の相談窓口においては、健康増進課に設置し、市民からの相談を随時受け付けております。また、県の電話相談、24 時間実施している電話相談がございますので、そちらの啓発のほうも併せて行っております。

実績ということですが、令和 2 年度の健康増進課においてお受けした相談の件数は 331 件でございます。

○早稲田委員

331 件、令和 2 年度ということで、今年度始まって、そんな数か月ですけど、今の 3 年始まってからの実績は分かりますか。

○田中健康政策担当次長

令和 3 年度に関しましては、4 月下旬頃からまた相談が若干増えまして、今現在、40 件程度の御相談をお受けしております。

○早稲田委員

ありがとうございます。

先ほど県の電話相談は 24 時間対応とあったんですけども、市の健康増進課のほうでも、休日とか時間外の相談とか、そういうものは令和 2 年度にありましたでしょうか。

○田中健康政策担当次長

令和 2 年度の休日等の相談というところがございますが、年末年始、12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間の御相談を健康増進課及び休日診療所でお受けしております。

相談件数は、延べ 75 件ございました。

○早稲田委員

年末年始等はお休みのときにも対応で、しかも 75 件ということで、相談の対応、ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。

先ほど、清水委員のほうからも児童虐待等のことについての質問がありましたけれども、令和 2 年度のコロナの支援策の中にも、そのあたりの把握と支援をお願いしますということがありまして、その対応の中に子どもの見守り強化アクションプランという文言がありまして、その内容を具体的に説明をお願いしたいと思います。

○和久子ども相談担当課長

子どもの見守り強化アクションプランにつきましては、学校の休業等で子どもの見守

り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まることが危惧されたことから、昨年、全国に緊急事態宣言が発令されていた、令和2年4月27日に国から発出されたものでございます。

○早稲田委員

令和2年4月27日、国から発出されたということで、具体的なプランの内容とかは教えていただけますでしょうか。

○和久子ども相談担当課長

このプランの内容につきましては、関係機関で子どもたちの状況を見守っていくというものなのですが、本市におきましては、昨年4月から5月の学校休業中には、学校の先生方にも御協力いただきまして、家庭訪問や家庭への電話連絡等を行いまして、定期的に子どもたちの状況を確認するなど、見守り体制を強化したところですよ。

以上です。

○早稲田委員

学校がお休みの間的时候に家庭訪問等を行ったということで、内容は理解しました。もし、実績等、全体的なものでもいいんですけど、分かりましたらお願いいたします。

○和久子ども相談担当課長

子どもの見守り強化アクションプランに限定した件数をお示しすることは難しいため、発出された、令和2年4月27日から学校が再開した5月25日までの約1か月間、子ども家庭課が対応した件数でお答えいたしますと、延べ116件の子どもについて、学校への聞き取りや家庭訪問を実施いたしました。

以上です。

○早稲田委員

1か月の間に延べ116件ということで、理解しました。

では、次の質問で、令和2年度に環境福祉経済委員会が出した支援策についてで、生活福祉資金の利用者に10万円の上乗せをとあったと思うんですけども、休業した人向けに行っている緊急小口資金とか、失業した人などに行っている総合支援資金について、実績を示していただけたらと思います。

コロナの年の原因を把握するために、コロナが発出する前の数値と比較したいと思いますので、比較できるような前の年度の数字とかもありましたらお示しく下さい。お願いいたします。

○山根福祉総務課長

生活福祉資金について、お問い合わせをいただきました。

この資金につきましては、社会福祉協議会のほうで実施しておりますので、事前に確

認をさせていただいたところ、主に休業した方向けに実施しております緊急小口資金につきましては、平成 30 年度がゼロ件だったものが、令和元年度が 3 件で貸付額が 60 万円、令和 2 年度になりますと、社協だけが受付ということでなく、信金、労金や日本郵便等にも広げられ、それらも合わせますと 74 件、貸付額 2,230 万円まで増大しております。また、主に失業された方等に向けて実施しております総合支援資金につきましては、平成 30 年度、令和元年度のいずれもゼロ件だったものが、令和 2 年度になりますと 46 件、貸付額 2,355 万円まで増大しておるところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

これはちょっと数字を聞いて本当に驚きまして、まず、緊急小口資金が平成 30 年はゼロ件で、令和元年も 3 件で 60 万円だったけれども、令和 2 年になると信金や労金や日本郵便などを合わせてですけれども、2,230 万円ですよろしいですかね、数字がかなり上がって件数も増えていて、やはりコロナの影響がたくさんあったんだというのが数字から分かります。

あとは総合支援資金は、令和元年がゼロ件、でも令和 2 年は 46 件で 2,355 万円、すみません、ありがとうございます。

こちらもゼロ件が 46 件で、この金額ということで、本当にたくさん市民の方にコロナの影響があったんだというのが理解できました。ありがとうございます。

ちょっと今後の、いろいろ参考にさせていただけたらと思います。

引き続き、次の質問に入らせていただきます。

令和 2 年度の支援策で、生活保護制度の運用を緩和ということがありましたけれども、これへの対応はどうなりましたでしょうか。

○山根福祉総務課長

生活保護制度の運用緩和の部分についてのお問い合わせでございます。

コロナ禍の影響により生活保護の受給を開始された方が、令和 2 年度中に 2 件ございました。ただし、いずれも運用緩和に該当する案件ではございませんでした。

以上でございます。

○早稲田委員

運用緩和について、ちょっと説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○山根福祉総務課長

以前にお示しをしておりますとおり、生活保護が必要になる方、例えば一時的な収入の減少で生活保護が必要になる人につきましては、通勤用の自動車や自営用資産、保険などについては当面の間、保有を容認するという運用を行っております。

その他、これも国の通達等に従って実施をしておるところでございます。

○早稲田委員

令和2年は2件あったということで理解しました。

最後の質問なんですけれども、子育て世帯への臨時特別給付金の対象になっていない高校生から大学生を持つ世帯へも支援をお願いしますということ要望していたと思うんですけれども、そちらについての実績等をお願いいたします。

○西村子ども家庭課長

高校生から大学生等を持つ世帯の支援についてはという御質問でございます。

全ての高校生や大学生等を対象とした給付は実施しておりませんが、ひとり親家庭の高校生につきましては、本市独自の支援策である、ひとり親家庭応援給付金の対象となり、令和2年5月の児童扶養手当受給者に対し、児童1人当たり1万円を給付しております。この給付金はゼロ歳から18歳までが対象ということでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

本市独自の支援策ということで、ひとり親家庭応援給付金ということで、ゼロ歳から18歳までということですね。このように本市独自の支援策の実施があることは、やはりこちらの委員会からの要望が受け取っていただけたというか、いろいろこれからも支援をしていただきたいと思いますので、本市独自ということでよかったですと思います。今後どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

○田邊委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、20年に年金法が一部改正されて、児童扶養手当と障害年金の併給調整は、両方が受けられる調整が見直されたというところなんですけど、障害があるひとり親の家庭の経済的な支援を手厚くするというところなんですけど、従来は障害基礎年金を受給する親が申告してももらえなかったと、しかし、この児童扶養手当を2021年3月から一部受け取れるようになるような法改正であるというところなんですけど、これまで両親のいずれか障害があれば一部を受け取ることができるのに対して、ひとり親だと支給されないという実態があったというところなんですけど、本市においては、この法改正によって、この障害年金と児童扶養手当を両方受けられるような形というのがあるのかなのか、まずお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村子ども家庭課長

ただいまの併給受給の件でございますが、現在、申請のあった方が1名ほどおられます。

でも、これは一応申請とかがあるので、全体はまだ分からないところがございます。

以上です。

○田邊委員

いわゆる1人該当者が申請されたというところなんですけど、これについては、厚労省は自治体に対して給付金の申請手続の際に、本改正の対象となる方に積極的に周知するように求めているというところなんですけど、この事務連絡なんかは国のほうからはあったんですか、これは。

○西村子ども家庭課長

通知はございまして、今、窓口のほうで、その切替え時期とか手続のときには、御案内を差し上げております。

○田邊委員

そういったところで漏れがないように、今までじゃなく、一番の問題となるのは、これまでは両親が片方でもいたら一部を受け取ることができるのに対して、これはひとり親でも支給されるというところが改善されたので、そのあたりのところの市民に周知をお願いしますというところで、もう1点聞きます。

皆さん、なかなか聞かれていないんですけど、コロナウイルスの変異株が出てきているというところなんですけど、私どもはメディアで聞くだけであって、その変異株が流行しているという点で、本市においては、その変異株についての理解なり、また、前のウイルスとの違いなり何なりというところは理解されておるのか、分かる範囲でよろしいんですけど、教えてほしいんですけど。

○田中健康政策担当次長

変異株の感染状況については、国のほうでまた取りまとめられているところがございます。また、県のほうでも検査のほうをされているんですが、その変異株がどこの市の方が陽性になったかということは公表されておりませんので、市内の状況というのは、こちらもつかむすべがございません。

変異株については感染力が高いということがございますので、市民への周知に関しましては、より一層感染対策に気を配っていただけるよう、市長メッセージ等を通じて発信しているところでございます。

○田邊委員

根絶するためには、やはりそういったものの情報もいろいろ教えてほしいというところなので、今後ともよろしくお願いします。

コロナについては、そのあたりで。

介護、新年度3月予算議会において、第8期介護保険料改定について、質疑をいたしました。光市は294円の増額となっております。

厚労省は5月14日、全国の1号被保険者、65歳以上の第8期介護保険料基準額、

2021年から2023年度を発表しました。その資料によりますと、山口県内19市町の平均、保険料基準額は月額5,446円で、光市はそのあたりでは、平均値には近いというところなんですけど、この資料によりますと、2018年から2020年度の第7期から、山口県全体では平均で56円引き下げられておりますと、そして、山口県内19市町の第8期介護保険料を見てみると、第7期介護保険料より減額又は同額という市町が半数以上となっております。

この状況について、本市はどう考えておられるのか、資料などデータは恐らくあるとは思いますが、そのあたりをお聞かせください。

○堺高齢者支援課長

第8期介護保険料は、令和3年度から3年間の給付と負担のバランスを考慮して、各市町で決定をしております。

本市といたしましても、給付と負担のバランスを考慮して、この金額に決定したという状況でございます。そのため、他市町もその給付と負担のバランスを考慮して決定をしている介護保険料になりますので、他市町の介護保険料について、何かお答えするような立場にはないと考えております。

以上です。

○田邊委員

現状は、その他市町についての、この7期のときは比較的、光市は安かったと、介護保険料が。しかしながら8期になったら、光市は順位で言うとやっぱり安い部類にはなくなってきたよというところなんですけど、そのあたりは当局は、今後認識だけはしてもらいたいというところをお願いします。

そして、もう一つ、この介護保険料の増額の要因の一つに、施設整備、これも含まれていると思われませんが、新年度3月の予算議会で一般質問の答弁で、特別養護老人ホームの待機者は約70名と私はあのとき覚えております。

第8期の介護保険計画で3年で、この70名の方のこの待機者は改善されるのかというところの見解をお願いしたい。

○堺高齢者支援課長

第8期事業計画において、特別養護老人ホーム1施設の新設とショートステイから特別養護老人ホームへの転換を予定しており、待機者はおおむね解消されると見込んでおります。

○田邊委員

今の70名はおおむね解消できるという当局は判断でおるということですね。分かりました。

少し気になったところで、以上2点です。終わります。

○大田委員

工業用水が昨年ですか、今年からか 9,500 万円ぐらいの固定収入が市の入るようにお聞きしており、それを義務教育の生徒、児童全員に無料で医療を受けられると、予算で示しておられますが、その効果がそろそろ表れてくるんじゃないかと思うんですが、そのところをお教え願えたらと思います。

○西村子ども家庭課長

子ども医療費助成制度についてのお尋ねでございます。

こちらは、現在、就学前までの児童に対して所得制限を撤廃しておりますが、それをこの 8 月診療分から、小学校 1 年生から中学校 3 年生まで、診療分から医療費の助成を行うものでございます。ということで、現在、準備を進めておりまして、対象になっていなかった方に対して、登録手続をするよう依頼をしておるところで、この 6 月から 7 月まででシステムの入力、あとは医療費の受給者証の印刷等の準備を進めまして、7 月末に発送する予定でございます。

以上です。

○大田委員

今までが準備段階で、7 月末から発送してから、8 月から実施ということでようございますね。よろしく願います。

次に、コロナワクチンに対する接種率については、他の市町に比べてぬきんでるというふうに聞いております。御苦労さまであります。また、関係者の方々にも、さぞ苦労なされたことと聞いております。今後も体に気をつけられて頑張っていただきたいと思っております。

現在、15 歳以上の方のワクチン接種率が 91.3%接種されたとお聞きしております。65 歳以上の方が約 1 万 8,500 人おられると聞いて、その中にはまだ 1,500 人から 1,600 人ぐらいの余裕があるとお聞きして、それを前段階で 65 歳以下の人にワクチンを持っていかれているとお聞きして、その後に市長が言われたように、高、中、小、幼、保、教職員、接種されるとお聞きしています。

また、今、同僚委員から職場接種した場合において、余ったワクチンが出たらどうするのか、なるだけ出さないように努力をするというふうに言われたんですが、私はその辺の場合にも、他の市民の方々に接触されている方が一番、市の職員なんかは多いと思っておるんですが、そういう市の職員の方々に接種されるという考えはあるのでしょうか、お聞きしたいと思っております。

○田中健康政策担当次長

余剰ワクチンに関する御質問でございます。

余剰ワクチンに関しては、ワクチンが 1 バイアル 6 人分というところで、できるだけ余剰を出さないような形で計画を立てていますが、同日に体調が悪くなられた、そのほかの理由で打てなくなるという方がいらっしゃいますので、できるだけそのワクチンが

無駄にならないようにしているところでございます。

現在は、事前に登録をしていただいている幼保小中高等学校関係者、高齢者施設の職員さん等に加えて、市役所職員もすぐ接種に行ける方を余剰ワクチン対応に充てているところでございます。

○松村福祉保健部長

先ほど委員さんのほうから、接種率が 91.3%という御発言をいただいたんですけども、こちらの数字は、さきに御報告したのは予約率が 91.3%ということですので、よろしくお願いたします。

接種率につきましては……。

○田中健康政策担当次長

すみません。高齢者の接種率についてでございますが、先週末時点で、高齢者の約 8 割が 1 回目の接種を終わられております。また、高齢者の約 6 割が 2 回接種を完了されているという状況でございます。

○大田委員

よう、光の方は接種されているというふうにお聞きしております。また、その対応をしておられる福祉保健部の方も大変だろうと思っておりますが、先ほど質問させてもらったように、職場なんか行ったときなんかはなるだけワクチンの余剰が出ないようにもっていくと言われたんですが、そうなると、受ける人、これまでにしてくれということになると思うんですよ。そうじゃないと思うんですよ。その人間がおったら、その人間分は絶対持って行って余剰が出るじゃろうと思うんですよ。それに対して教職員もやると言われたんですが、教職員なんかはなかなか、おい、すぐやるから来てくれちゃうわけにもいかないじゃろうと思うので、市の職員なんか、一般市民の方がすごい接触される方が多いと思うんです。そういう方々に対してやられたらどうかという御提案をさせていただいたわけなんですよ。いかがでしょうか。

○田中健康政策担当次長

企業等の接種につきましては、先ほど申しましたが、1 バイアル 6 人分ということでございますので、事前に何日かに分けて接種するわけでございますが、1 日の接種者数を 6 の倍数で設定していただくような形で調整を図っております。

また、余剰ワクチンが出た場合については、今、協議をしているところでございますが、市役所職員等も含め、適切に対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○大田委員

今の課長の答弁、そうしたら、6 の倍数しか来るなよというような感じのものの言い方をされるから、それはちょっとおかしいですよ。市の職場の人が 6 の倍数しか受けられ

ないような感じのものの言い方したら、ちょっとそれは……。

○田中健康政策担当次長

説明が不十分で申し訳ございません。

例えば企業において、1,000 人の対象者がいらっしゃる場合、4日間とか何日間かに分けて接種するわけですが、1日の接種者数をそのときに6の倍数で設定をいたしまして、できるだけ当日のワクチンが無駄にならないような人数設定を御相談させていただいているところでございます。

○大田委員

大きな職場やったらいいですよ。たしか5人以上の集団接種を受けられたんじゃないんですか。

○田中健康政策担当次長

5人以上の事業所からお申込みをいただいているんですが、基本的に5人から50人未満の場合は、既存の医療機関の設定枠に当てはめていくという形にしておりますので、その6人の倍数というのにはこだわっておりません。

50人以上の従事者がいらっしゃる場所につきましては、できるだけそちらの事業所での集団接種というのを検討しておりますので、その場合の人数の調整というところでございます。

○大田委員

となると、少ない人数の職場から受けるのは、そのところに接種会場に行ってくださいということですね。大きいところは行きますが、6の倍数でやってくださいということですね。

○田中健康政策担当次長

従事者の人数があると思いますので、別に6の倍数で、それ以上は駄目という形ではなく、余剰ワクチンができるだけ出ないような形で、従業員数を6の倍数で考えまして、余剰が出る場合は事前にそちらの事業所さんとどういう形で余剰の部分に対応させていただくとかという調整を今しているところでございます。

また、当日、急に受けられなかった場合の余剰ワクチンについては、先ほど申しました幼保小中高等学校関係者や市役所職員等を含め、適切に対応してまいりたいと考えております。

○大田委員

それは、ちょっともういっぺん休憩して、よう相談して答弁して。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中健康政策担当次長

50人以上の事業所のワクチン接種についてでございますが、今、日程等の調整等を事業所等とさせていただいているところですが、事前に1バイアル6人分でございますので、大体6の倍数での何バイアル必要かということで、従業員さんの人数と合わせて計画していきますと、当日の余剰が何人出るかということが分かってまいります。その事前に分かった余剰については、事業所等と協議をしながら、どういうふうにするかということを検討してまいります。

また、当日予定をしていましたが、急遽接種ができなかった方の分の余剰ワクチンについては、希釈して6時間以内に使用しなければならないという条件がございますので、事前に登録をしている幼保小中高等学校関係者、また市役所職員等に声をかけて、可能な限り余剰ワクチンが無駄にしないような対応をしてまいりたいと考えております。

○大田委員

私はあれに対しては、市の職員が一般市民の方と接触されているので、できるならそういうふうにしてもらいたいと思ってお願いをしているわけでありまして。

次に移ります。

コロナワクチンは接種された方が深夜に38度ぐらい発熱されたらしいんです。それで、翌朝の8時過ぎ頃、ワクチンを受けた病院に電話しましたところ、かかりつけ医に行ってくださいとのことで、仕方なく、またかかりつけ医のところに行かれて診察を受けられて、2日ぐらいで熱は下がったそうでございますが、私が思いますのは、ワクチンを接種されたら、その深夜に高熱が出たので接種された病院に行かれるのは当然じゃろうと私は思っているんです。ワクチンを受けたから熱が出たとか、それとも違う感じで熱が出たとか、それは分かりませんよ。それが今、集中予約でその病院に行って、そこで受けたからかかりつけ医じゃなくて、そこに電話するというのは当然人間の心理としてそうじゃろうと思うんですよ。だから、福祉部としては、そういうことで電話されたらちゃんと対応してもらおうように、指定をされている病院なんかにも、当然言っただいて、徹底してもらいたいと思うんですが、そのところはいかがでしょうか。

○田中健康政策担当次長

ワクチン接種につきましては、免疫を獲得する段階において、接種後に注射した部位の痛みや頭痛、関節痛、筋肉の痛み、また、委員さんが今おっしゃられたような発熱等が一定数出ることが知られております。それで、市のほうといたしましては、対象者への個別案内に、新型コロナワクチン予防接種についての説明書を添付してお配りし、周知するとともに、そういうことが起きた場合は、かかりつけ医または接種医に御相談くださいということと併せて、県のほうが24時間相談窓口を開設しておりますので、そちらのほうの御紹介もしているところです。

接種に当たっては、医師の問診において、説明書を読んで、効果や副反応について何かないかということは聞いていただくということで、お願いをしております。

また、後の副反応についても、医療機関において適切に対応していただくよう、お願いをしているところでございます。

個々の事例については、なかなか判断がしかねるところではございますが、一度、接種医に御相談をされたということで、接種医の判断によって、かかりつけ医を御紹介されたという形であれば、そちら医療機関の御判断によるものと考えております。

以上です。

○大田委員

接種医に当然、本人じゃなくて家族の方が電話するんだから、どこで接種したと言ったら、当然、それはワクチンによる発熱か違うことによる発熱かそれは分かりませんが、当然、その夜出たとしたら、家族の方はどうしても接種医に電話して判断を仰ぐわけがあります。だから、その人がそこのかかりつけでなかったから、ほかのところに行け言われたんかも分かりませんが、そこを市当局としては、接種医の方にもよう徹底して判断をしてもらうようお願いしたいと思っておりますので、そこをぜひ接種医の方のほうにも、ここに書いてあるからかかりつけ医に行けとかじゃなくて、判断のほうをよろしく徹底してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、地域包括センターがこのたび発足をされました。

このようにかなりの予算がついてきておりますが、その運用方法が分かりましたら教えてもらいたいんですが。

○安池地域包括支援担当課長

運營業務委託料の内訳についてのお尋ねと思います。

この委託料の内訳ですが、人件費が予算の約8割を占めており、そのほかには消耗品費や印刷製本費、通信運搬費、リース料等がございます。

以上です。

○大田委員

8割が人件費ということですが、今、センターと2か所の地域センターについてがほとんどと思いますが、1か所大体どのぐらいの人数が担当としておられるんでしょうか。

○安池地域包括支援担当課長

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職の配置が必要になります。

東部は、保健師が2名、社会福祉士が1名、主任介護支援専門員が1名、それと要支援者や事業対象者の方に対してケアプランを作成するという業務がありますので、その専任として1名配置しております。

西部は、保健師が2名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名、そして、ケアプ

ランを専門に立てる者を1名配置しております。
以上です。

○大田委員

その地域包括センター、あれに対してはどのような業務を行っておられるのですか。

○安池地域包括支援担当課長

委託センターの業務についてですが、基本的な業務として、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務という業務をお願いしております。

○大田委員

その方々は、その業務において、そののところに行って相談されたのをお聞きして帰ってきて、それをどういうふうにするかという業務になるんですかね。

○安池地域包括支援担当課長

相談対応等の流れでよろしゅうございますか。

○大田委員

介護ケアにしても、その人のところに行って、どういうふうな介護ケアを組んでいくことか相談をされるわけでしょう。

○安池地域包括支援担当課長

ケース・バイ・ケースではありますが、地域包括支援センターは、高齢者及びその家族のところに訪問等行いまして、困っていることなどの情報を収集していきます。

その困っていることの解決を図るために、関係機関や団体と連携をし、介護保険サービスだけではなく、地域にある資源、例えば家族や親戚や自治会などの地域の中で協力が得られるものはないか、民間による有料サービスなどを活用できないかなどを本人、御家族とともに考え、調整を行って、必要な支援につなげる役目というものがあります。なので、センターが中心となって支援を行う場合もありますし、介護サービスが必要な状態であれば、担当の介護支援専門員がおりますので、介護支援専門員につないで、介護支援専門員が中心となって対応する場合等があります。

以上です。

○大田委員

最近聞いた話ですが、ある場所で高齢者が独居になられたそうです。

お子さんはちょっと遠くにおられて、体の不調を訴えられてこられたと、そこでたまたま隣のところに親切な方がおられて、不調になられたから病院にその方が連れて行くと、そういうときにどういうふうな連絡をどこにしたらいいのかということでありま

す。

多分、地域包括センターのほうに連絡するんだろうと思うわけではありますが、その方法が今、一般市民の方に余り知られていないと思うんですよ。それがもう登録されている方だったら、それはすぐ分かるじゃろうけど、そういうふうに急に体を悪くして独居になられておられた場合、そのときの市民に周知の方法というのはどういうふうにされるんですかね。また、自治会の会長さんなんかにもいろいろ独居のところへお知らせしとるとか言われたんですが、会長さんへ連絡されちよつてもなかなか面倒見切れんという場合もあるじゃろうと思うんですが、そのときにはまたどうしたらいいんですか。

○安池地域包括支援担当課長

まず、独居高齢者と高齢者世帯の方の状況は、民生委員が定期的に訪問等をされていますので、民生委員のほうに御相談される方もいらっしゃるし、地域包括支援センターを御存じの場合は、そちらに直に御相談、それと介護支援専門員がついていれば、介護支援専門員に相談するというような形で対応させてもらっています。

○大田委員

今までが介護支援センターやら全然使われてなくて急に具合が悪くなったといった場合に、自治会長さんには独居老人でおりますよというのをお知らせしているみたいですが、それが自治会長さんもどういような状況か分からないから対応できないと、独居老人がおるしか対応できないといった場合、たまたま今回は親切な人が隣近所におっっちゃったからその人が連れて行くと、その人に対する交通費なんかもいるじゃろうし、時間も割かにやいけんし、皆さんが知っている個人保護がありますから、知らされてもないから、そういうところはなかなか難しいんじゃろうと思うんですが、そういった対応を今後市としてはどういうふうにされていくんじゃろうかというのがあるわけですよ。

○委員長

大田委員、制度の概要は聞いていただいても結構ですが、個別のちよつと特殊な事例は、なかなかここでは執行部答えづらいのではないかと思うんですが、執行部……。

○大田委員

それは、私は例えを、例を挙げただけであって、それを言って独居老人というのはおられるから、そういう場合は、その場所だけじゃなくて、いっぱい出てくると思うんですよ。そこで常に具合が悪くて地域包括支援センターか民生委員の方が常に把握していれば、それで対応してくださるかも分らんが、独居老人というのはいっぱいおられるわけですよ。

○安池地域包括支援担当課長

先ほども述べましたように、地域の方、独居高齢者や高齢者世帯の方の情報は民生委

員のほうがよく御存じですので、民生委員と協力をいたしまして対応を図りたいと、また、地域包括支援センターを御存じない方がまだまだいらっしゃるということですので、その地域包括支援センターについての周知を各事業ごとに、例えば地域の方用に出前講座をしておりますので、その機会に周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

民生委員さんも1人は200人からの面倒を見よってだから、なかなか見るのは大変じゃろうと思うんですよ。だから、今せっかく地域包括ケアセンターやらできて、だから、それを市民の皆様にも周知徹底して、こういうところがありました。ぜひ利用してくださいというのをしてもらいたいと私は思うちよるわけですよ。だから、ぜひよろしく願いますね。

次に移ります。

社会福祉協議会の介護事業分で赤字がずっと続いております。だから、それに対していろんな穴埋めもいろいろするんでしょうが、以前は光市には3万件近くの家があって、市社協に各300円ずつ納めとったわけですよ。社協から地区社協に200円、またその本部社協に100円を振り分けられたと思うんですが、最近、地区社協に150円、本部社協に150円の振り分けとなったと聞いておるんです。その赤字部分の穴埋めか分かりませんが、地域社協に50円も減ったというのがちょっと分かりにくいんですが、その内訳とどういふふうにして減ったのか教えてほしいと思うんですが。

○山根福祉総務課長

社会福祉協議会の会費の配分ということで、お問い合わせをいただきました。

この件につきましては、経緯、理由的なものを社会福祉協議会に事前に確認をさせていただいております。

平成29年10月、平成30年度の予算編成をする際に、市社協の厳しい財政運営状況が続くということで、自主財源の確保に向けた取組の一つとして、地区社協への助成金の見直しについて検討されておるようでございます。

実際、その中で協議をされた上で、最終的には平成30年3月1日開催の理事会、同月8日開催の評議員会において、それぞれ事業方針、事業計画及び収支予算の議案説明の中で、地区社協への助成率の変更について説明をして了解を得られて、今日に至っておるというふうにお伺いしております。

あくまでも社会福祉協議会の中で、判断をされてということでございますので、まことに申し訳ございません。私どものほうでどうこう言える立場にないという状況でございます。

○大田委員

せっかく各3万件近い家から300円ずつ社協のほうに収めて、今までは200円、地区社協も市民の皆様にもいろいろ使っていただいて、それを市社協が100円分で使っていた

だいたいのを今後は 50 円も減らされたら、ちょっと大分大きな金額になると思うんですよ。だから、その使い分けがなかなか少なくなった部分だけ予算が少なくなるんであって、使うのが難しゅうなると思うので、なかなかそのところが地区社協としては納得し難いところであるんですが、そのところをよく考えられて、社協のほうにも努力されますように伝えちゃってください。

以上で終わります。

○田邊委員

ワクチン接種のお知らせなんですが、住民票がある場所以外での接種のことなんですけど、企業の接種を受けるというところなんですけど、光市の企業に下松、周南から通うと、住民票はもちろんあちらですよというところの対応をお聞きしたいんですけど、お願いします。

○田中健康政策担当次長

事業所等での接種の場合においては、あくまで感染拡大防止、クラスター対策として実施をいたしますので、市外の方も市長が特にクラスター対策ということで認めたということで、こちらでの接種ということを住所地外接種ができるという流れになっております。ただし、接種券につきましては、お住まいの各市で発行された接種券、予診票を使っていただくという形になります。

○田邊委員

今の接種券については、お住いの自治体の接種券を用いてという形で受けるよという判断ですね。分かりました。

以上です。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

3 環境部関係分

(1) その他(所管事務調査)

報告：①令和2年度光市下水道事業会計決算見込みについて

説 明：植本下水道課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

コロナの影響が様々なところに出ていると思うんですけども、下水道使用料の減免や免除等があれば教えてください。

○植本下水道課長

下水道使用料につきましては、令和2年4月から下水道使用料につきまして支払い猶予を実施いたしました。その結果、現在のところ9名の方の猶予をたしまして、下水道使用料合わせて6万6,400円の猶予を実施したところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

令和2年4月以降ということですが、現在も続いているのでしょうか、猶予の期間というのは。

○植本下水道課長

現在も実施しております。まだ今のところ先ほど申し上げた以上の申し込みというか、御相談はございません。

以上でございます。

○早稲田委員

じゃあ9名の申込みということで、それが続いているということによろしいですか。

○植本下水道課長

そのとおりでございます。

○早稲田委員

理解しました。

続きまして、省エネ生活普及促進事業としてエコライフ補助金というのが掲げてありましたが、令和2年度の件数と現在の進捗状況、今年度も継続していると思う事業なんですけれども、お願いしたいと思います。

○周田環境政策課長

本事業は、市民の方が居住する市内の既存住宅に省エネルギー設備を設置する際に、本人の申請に基づきその購入設置費の一部を補助し、省エネ設備の普及促進を行うとともに、地球環境に配慮する意識の醸成を図るものでございまして、対象設備はLED照明、複層ガラス二重サッシ、太陽熱利用システムの3品目となっております。

まず、本年度の進捗でございますが、4月26日から受付を開始し、6月18日現在の申請件数は、LED照明が26件、複層ガラス二重サッシが6件、太陽熱利用システムがゼロ件でございます。

次に、令和2年度の件数でございますが、LED照明が126件、複層ガラス二重サッシが15件、太陽熱利用システムが1件でございます。

本年度まだ始まったばかりでございますので、今後とも制度の周知を行い、できるだけ多くの方に本事業を御利用いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

昨年度からの引き続きということで、昨年度は締め切りまでに間に合わなかった方がまた今年度申し込まれるかと思うんですけども、今年度も期限というのはありますでしょうか。

○周田環境政策課長

今年度の期限は2月28日までとしております。

令和2年度からの変更点といたしまして、受付申請期間を1か月延長し、より多くの方に申請いただけるようにしております。

以上でございます。

○早稲田委員

ありがとうございました。1か月延長ということで、また申し込みの方が増えればいいなと思います。

それで、もう一つ最後に質問があります。コロナの影響によって、私が所属している自治会等でも、草刈りとか、そういうものが中止になるケースが多かったんですけども、その他の地域はどうかなと思ひまして、例年と比較して令和2年度はボランティアの清掃についての実績はいかがだったのでしょうか、教えてください。

○小山環境事業課長

ボランティア清掃につきましては、例年に比べ件数のほうは減少をしております。

以上でございます。

○早稲田委員

昨年度の件数とか分かりますでしょうか。

○小山環境事業課長

令和元年度で申しますと、ボランティア清掃につきましては233件となっております。令和2年度につきましては217件となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

令和元年が233件で2年は217件ということで多少減ってるという考え方で、令和3年度の、まだそんなに時間たっていないんですけども、状況はいかがでしょうか。

○小山環境事業課長

令和3年度の4月、5月につきましては、昨年と比べ増えておるといような状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。やはりコロナの状況によって増減が起きるとのことだと思います。私の質問は以上です。

○田邊委員

こんにちは。光市の環境についてという、私どもに配られたんですけど、その中で海域の水質汚濁状況についての光市は調査をしているのかということをお聞きしたいんですけど、お願いします。

○周田環境政策課長

海域の水質汚濁状況調査につきましては、令和2年度で申しますと、懸山沖、海浜荘沖、室積湾沖の3か所において、年2回実施しております。

調査項目は、環境基本法の規定に基づく環境基準である水素イオン濃度や化学的酸素要求量などの7項目でございます。

以上でございます。

○田邊委員

今言われた3か所で行った水質汚濁の状況を今言われたんですけど、その結果について、環境政策課としてはどのような形で考えておられるのかと、私どももなかなか分からないところなのでその辺りをお願いします。

○周田環境政策課長

ほぼ全ての項目において環境基準を満たしていることから、良好な状態が保たれていると考えております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

続いて2点目、これは水道局の所管でも質疑したんですけど、いわゆる下水道関係の道路に埋設されている構造物なんですけど、そういった下水道のマンホールが経年劣化及び経年変化ですか、そういったもので段差などが生じている箇所が見受けられると。こういったものについては下水道の担当所管ではどのように対応しているのかお願いします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

下水道マンホールの段差につきましては、現場出動時に適宜、現地に異状がないかをパトロールを行いながら、緊急性の高いものは早急に修繕工事に対応しまして、そのほ

かは随時一体的に行う舗装補修工事の中で解消するよう対応を行っております。
以上でございます。

○田邊委員

これも車が通った時の段差、車が通って段差の音がすると、近隣に住まれてる方がそういう所が生じるというんで、できるだけそういった障害がある所はよろしく願います。

そして、もう一点、下水道のストックマネジメント計画に基づいて、下水道施設の改築を進めていると思われませんが、光井の汚水中継ポンプ場について、令和2年度と今年度の事業内容、これを教えてください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

令和2年度の光井汚水中継ポンプ場改築工事の事業内容につきましては、機械設備として汚水ポンプ本体を2台、吐き出し弁を2基、水中攪拌機を1基、電気設備といたしまして動力制御盤や現場盤などを交換しております。

今年度の当初予定といたしましては、電気設備として汚水流量計などの計装設備、監視制御設備となる非常通報装置や変電設備などを予定しております。

ただし、改築工事につきましては、他の機械・電気設備の不具合の兆候を注視しながら適宜優先度を判断し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

令和2年度で大方の工事、ポンプとか大きい機器の部分は終わったという理解で、今年度については附帯の物やっていくところの理解でよろしいでしょうか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

光井の汚水中継ポンプ場につきましては、令和4年度まで改築工事を行う予定といたしております。

○田邊委員

ポンプの2台というのは、もう終わったんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ポンプ本体自体は、令和2年度に完了しております。

○田邊委員

分かりました。

以上です。

○大田委員

アルゼンチンアリの駆除についてお聞きします。

今までもアルゼンチンアリが室積地区においては大変出てから駆除してくれいということをお聞きしておるんですが、今、昨年ですか、昨年からですか、一斉の、一斉防除に入っております。それで地区住民の方とも一緒に協力されて、一斉防除を年3回やったですか、されてきたと思うんですが、その成果についてちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○周田環境政策課長

アルゼンチンアリ対策につきましては、地元協議会の方々と協働で、より効果的な防除の実施に向けた取組を進めており、令和2年度におきましては年3回の一斉防除を実施するとともに、その都度、生息確認調査を行いました。

また、地元協議会内におけるモニタリング調査の重要性や手法等についての認識を深めることを目的とした協議会メンバーの方々と市職員による試験的なモニタリング調査を年4回実施しております。

一斉防除の効果でございますが、生息域の拡大は見られず一定の効果はあったと考えております。また、一斉防除を実施した住民アンケートでは、一斉防除実施前に比べて年3回の一斉防除実施後の生息状況について、アルゼンチンアリがいないと回答した方の割合が18.8%から52.4%に増加しております。

以上でございます。

○大田委員

52.4%に増加と、ええ結果が出てるんですが、確認調査を行ったとか、モニタリング調査をしたとかいう、そのところをどういうふうな調査を行ったのか教えてください。

○周田環境政策課長

一斉防除から1か月程度後に、市において特定の場所のアリの数を計測し確認しております。

調査方法はベイトトラップ法といいまして、脱脂綿に砂糖水を染み込ませた物を設置し、30分後に回収し、付着したアリの数を計測する方法です。

以上でございます。

○大田委員

モニタリングについて。

○周田環境政策課長

昨年度は、モニタリング調査の重要性や手法等の認識を深めるために、地元協議会メンバーと一緒に試験的なモニタリング調査を実施しまして、これにより生息域の地図を作成したところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それでいろいろやったと。それで 52.4%のアリがいなくなったという確認をされたというふうにお聞きしましたが、今年も一斉駆除をされたと思うんですが、その結果、どねえなつたですか。

○周田環境政策課長

アルゼンチンアリは繁殖力が強いことから、長期的な取組が必要でありますので、今年度においても同様、年3回の一斉防除を実施してまいりたいと考えております。

現在、第1回目の一斉防除を実施したところでございまして、生息調査は今月中には行うこととしております。

以上でございます。

○大田委員

今、去年3回、今年1回やって、室積地区のある一定の所から外に出たちゅ確認はいまだに、今年もなかったということによろしゅうございますか。

○周田環境政策課長

はい。そのとおりでございます。

○大田委員

52.4%のアリがいなくなったということでございますが、これから駆除を、一斉駆除をされたらアルゼンチンアリの駆除が希望的観測でできると思われませんか。希望的観測でよろしゅうございますよ。

○周田環境政策課長

アルゼンチンアリは繁殖力が強いので長期的な取組みが必要ですので、今後とも一斉防除を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

頑張って、アリが広がることのないように、また駆除ができるように頑張ってください。

終わります。

○西崎委員

一斉防除の方法について、どういうふうにやっておられるのか方法をまずお聞きいたします。

○周田環境政策課長

光市が行っている一斉防除でございますが、光市が加入するアルゼンチンアリ対策広域行政協議会が作成したアルゼンチンアリ一斉防除マニュアルを参考としております。

その手順としましては、可能な限りアルゼンチンアリの侵入範囲全域を防除範囲として、少なくとも自治会規模で実施すること。2番目として、一斉防除では防除範囲の全戸が参加協力し、防除に取り組むことが大切などを念頭に、広範囲で期間を定めて住民の方々が一斉防除を行うことを一斉防除と位置づけて、この方法でやっております。

以上でございます。

○西崎委員

使用する薬剤はどういう物を使っておりますでしょうか。

○周田環境政策課長

薬剤はベイト剤で、成分はフィプロニルという化学物質が入った薬剤を使用しております。

以上でございます。

○西崎委員

緑色の2cmぐらいの中にその薬剤が入ったプラスチックの容器に入ってる物ですか。

○周田環境政策課長

そりとおりでございます。

○西崎委員

実施場所は、室積でいいですか。

○周田環境政策課長

室積の一部地域で実施しております。

○西崎委員

実は私はその地域に畑を持っておりまして、その辺がアルゼンチンアリのどうも中心地帯ちゅうか巢になっておるようなんでございます。それで、地域の方々から相談を受けまして、今の市がやっている一斉防除に使われている小さな2cmぐらいの物を玄関先に置いたんじゃ、これはこの何億匹おるか分からんアルゼンチンアリには対処できんと、どうかいい薬があるか調べてくれということで、私はある薬品会社に照会をしましたら2種類あったんですよ。直接巣にかける液体の物と、それから家に入ってくるのを防除する粉のような物です。これを3年前だったかな、うちの畑の辺で講習会並びに噴霧会やったんです。うちの畑には今いなくなっております。今の協議会の作成マニュアルに

基づいて自治会でやってるのは効果ないと言うんです。なぜかつたらナメクジがあれを好んで食べてるから、すぐに玄関先に置いてるのはなくなるんだということでございまして、ぜひ市のほうにおかれましても有効な薬を使った一斉防除にしていきたいと思えます。

どうもうちの畑のほうがアルゼンチンアリの巣みたいになっちよる。それから私が住んでいるのは室積の別の地区なんですけど、畑には巣はあるんだけど、市の一斉防除の案内も何も通知がないんですよ。畑を持つ人だけは。そういう問題点もあるかと思えます。

今の私の質問に対していかがでしょうか。

○委員長

薬の有効性についての何か比較検討したような物があればちょっと答えていただけると、もうちょっと話がかみ合うと思うんですが、そういった……。

○西崎委員

それと住宅地以外、畑等を持って人にも、いつやるよという案内がないと。

○委員長

ちょっと質問は一個ずつ区切っていきたく思いますので、後でお願いします。薬を選定した経緯とか有効性について何か治験がございませうでしょうか。

○森重環境部長

薬の有効性等、そういった専門的な部分については、なかなか我々で判断できないところもございませう。そういったことについてはいろいろ研究しながら、また地元の協議会の皆様ともお話をさせていただきながら、よりよい方法を取って進めていきたいと考えております。

以上です。

○西崎委員

大変前向きな発言だと思いますが、私が入手した薬剤についても御照会があれば教えます。

それと、2番目の問題なんですけど、家がない人には案内がないんですよ、今。畑があるだけとかあるいは空き家を持って人には。この点はどうですか。一面的に一斉にやらないと効果ないと思うんですけど。

○委員長

空き家とか耕作放棄地の周辺についての連絡方法についてということですね。

○西崎委員

そう。その辺が案内あったことがないんです。

○周田環境政策課長

空き家につきましては、空き家調査を行いまして、所有者に同意書を頂き、地元協議会の協力により薬剤を設置しております。

空地につきましては、アリが大量に発生している市有地に絞り、竹の伐採や除草などアリが住みつきにくい環境整備に努めているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

私は畑をかなり持ってるんですけど、今までいつやるよというような案内は市からあったことも、自治会からもないです。

○委員長

今の回答ですと、市有地はやっておるけど、耕作放棄地は連絡してないという、そういう理解、そういう状況で理解してよろしいですか。その上で西崎委員何かあれば。

○西崎委員

耕作放棄してないんです。耕作してるんです。ところが住んでないんです。こういうものについては案内はないですね。

○周田環境政策課長

案内はしてないと思います。

○西崎委員

それで私は、30人ぐらいですか、畑のある自治会に案内をして集まってもらって、実際に巢のを見つけ方とか薬の散布方法とかやりました。おかげでうちの畑は今のところいなくなりました。あの辺の住民の評価は、市のやってるのは非常に評判が悪い。あんな2cmぐらいの小さなプラスチックに入れた物じゃ、とてもこのアルゼンチンアリには対応できんと言うんです。

ですから、今年度やる場合は、ぜひ薬のまず選定から、1から検討していただきたいと思います。

○仲山委員

アルゼンチンアリが出ましたのでちょっと補足的に聞かせていただきます。

先進地のやり方について研究をするという話になっていたかと思います。コロナでなかなか視察に行くこともできないというのが1年間続いておりますけれども、情報収集、研究はしていきたいというような姿勢であったかと思いますが、その辺りについてお伺いできればと思います。

○周田環境政策課長

予定しておりました先進地視察では、一斉防除の様子を伺うとともに、参加するボランティアの確保、また、一斉防除の効果を図るためのモニタリング調査による検証の方法、さらには国の交付金を受けるためのポイントなどを視察する予定でございました。しかしながら、コロナ禍により視察に行くことが困難の中、視察予定先の京都府とは電話等により情報交換を継続的に行っておりまして、様々なアドバイスを頂いているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ほぼ撲滅にまで至っている先進地のお話は多分有効なことも多いかと思えます。ぜひ研究を重ねて、光市のほうの防除活動も実りあるものにしていただければと思います。

あと、地元のほう、協議会を組んでいただいて、市民の方、住民の方と一緒に防除活動をしているというふうに理解しております。自治会の会長さんがたしか協議会のほうのメンバーに入っていたらっしゃったと思いますが、自治会、もう2年、3年とたちますと必ず自治会長の改選とかいうようなことも起きますが、対象範囲の町内でそういうことが起きていないか、あるいは起きた場合に継続性といいますか、地元のほうの周知あるいは継続した活動に向けてなかなかやりにくいことも起きるかと思うんですけど、その辺り心配しておりますが、現在どのような感じでしょうか。

○周田環境政策課長

地元協議会の会員は、現在、室積地区連合自治会長、連合自治会役員と事務局の方、それと一斉防除をやっておられる各自治会の会長及び役員の方で、令和3年4月現在、14名となっております。このうち各自治会につきましては、現会長と役員に加え、前の会長や前の副会長などがそのまま会員として残り、一緒に活動しております。

したがって、会員の数も令和2年度の12名に対し、今年度は14名となり、会員の充実につながっております。

以上でございます。

○仲山委員

前会長も残って活動してらっしゃるという大変いい取組かと思えます。ぜひ実りある活動になっていけばと期待しております。

あともう一点お伺いします。会派の同僚議員の一般質問で取り上げておりました、ごみ処理の有料化についてお伺いします。

指定ごみ袋の価格について、近隣県内自治体の状況についてお伺いします。

○小山環境事業課長

指定ごみ袋の価格につきましては、可燃ごみの指定袋で一番大きい45Lで申しますと、

下松、周南市は、光市と同様、1枚当たり10円でございます。柳井市、岩国市は30円となっております。

以上でございます。

○仲山委員

下松、周南、光が10円で、近隣で言えば柳井、岩国が30円という差があるという話でありました。指定ごみ袋の価格、そんなに物自体は変わるとは思えないんですけど、自治体により差があるということについてはどういうことなのか伺います。

○小山環境事業課長

価格に差があるということにつきましては、まずごみ袋の作製などの経費はほとんど変わりはありませんが、このほかにごみ処理に係る経費の一部を上乗せしているということを知っております。

以上でございます。

○仲山委員

それぞれの自治体のごみ処理の仕方、収集から分別、最終処理まででしょうけれども、その経費を一部袋代に上乗せすることで、その費用を得て対処しているという、いわゆる有料化ということかなというふうに理解しました。

それぞれの自治体で事情があるんだと思うんですけども、近隣でも単純に言うと3倍ですし、1枚につき20円と言えば1枚につき20円を、それで費用を得ているということだと思います。

市民から不燃ごみも含めて戸別収集にしてほしいという声を聞きます。理由や原因として、ごみ集積所、いわゆるごみステーションが遠くて持っていきにくいであるとか、あるいは自治会の加入率が低下してきて困っているといったようなことが考えられるかと思えます。

高齢化が進む中、分別が難しくなることも含めて、ごみ収集について今後さらに現在のやり方では困難な方も増え、大きな負担となってくることが想定されます。何か対策が必要ではないかと思えます。

高齢化に伴うごみ収集や分別の課題は、これまで一般質問でも複数の議員が取り上げてきております。改善のための調査・研究が必要と考えますが、いかがお考えか伺います。

○小山環境事業課長

戸別収集の中でも不燃ごみの戸別収集ということでお尋ねをいただきました。

御承知のとおり、今、不燃ごみにつきましては、ステーション方式を取っております。これに基づいて不燃ごみを戸別ということになりますと、収集場所等が増大する可能性もあります。また、それに伴いまして収集体制に大幅な変化も生じてくる可能性もございます。そういったところを踏まえまして、今後慎重に研究してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○仲山委員

今おっしゃったとおり様々なことに影響がある問題ですので、そう簡単に方法は決められるものではないと思います。解決策も戸別収集という方法が一つの答えではあるでしょうけれども、それだけではないと思いますし、掛かる費用と効果も違ってまいります。

一般質問の答弁の中で、ごみ袋の年間販売量について、令和元年度は 456 万 9,000 枚との答えがありました。仮に 10 円上乗せしますと 4,569 万円か、約 5,000 万円弱、20 円上乗せしますと 9,000 万円強と。1 億円近い財源が生まれることとなります。こういった財源を生かして市民のごみ収集の際の負担軽減につながるサービス、そういったものに充てるという考え方もあります。

一方、全ての市民に経済的負担を引き受けていただくことになるため、十分な検討、議論が必要だと思いますが、避けては通れない差し迫った課題と考えております。

地域にいらっしゃるごみ減量推進員の方々からの声にも今後とも、声に耳を傾けていただきしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・

4 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

①令和2年度光市病院事業等決算見込みについて

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

おはようございます。今、報告があつて、この決算に関してはまた9月ということなのですが、両病院で外来入院患者数が減っておる、新型コロナウイルスの影響かなというふうには思いますが、先日の一般質問の同僚議員の質問の答弁で、桑田病院局管理者が手外科の権威だと伺いましたが、これ、私、知らなかったんですが、すごいことだなと思っておりまして、この手外科の手術っていうのは年間で何件ぐらい行われてるのでしょうか。

○田中光総合病院医事課長

手外科領域の手術の実績について報告させていただきます。

2018 年度、手外科領域の手術件数 134 件、2019 年度が 131 件、2020 年度は 128 件と

なっております。手外科領域の年間の手術症例数は3年連続して100件以上ありますことから、当院は手外科領域の基幹研修施設にも認定されております。

以上です。

○清水委員

ありがとうございます。3年間で毎年100件以上っていうこと、これで研修医も来られているというのは先日も伺いました。本当、素晴らしいことだなと思っておるんですが、ちなみに、年間大体何人ぐらいの研修医の方が病院に来られるんでしょうか。

○桑田病院事業管理者

すみません、桑田です。今1人ですけど、2人まで受入れ可能というように手外科学会には申請しております。

○清水委員

分かりました。これは光総合病院の強みの一つだと思いますので、私だけ知らなかったのかもしれないんですが、もっともっとPRしてもいいんじゃないかなと思っております。令和2年度の決算見込みを見ても、やっぱり入院患者、外来患者も減って収益のところも減っておりますので、手の外科手術は光市がいいよと、光総合病院に行こうというようなPRを他市にもしっかりと、本市の強みっていうのを生かしていただきたいと思います。これ、要望とさせていただきます。

続いて、ナイスケアまほろばの件でございます。先行議員の一般質問の中の質疑でもありましたが、ちょっと再度、お教えてください。ナイスケアまほろばの県の監査は実施されておりますでしょうか。また実施されていれば直近ではいつ監査が入ったのか、お教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

おはようございます。まず、県の監査ですけれども、経営状況に関する監査は実施されておられません。また、実地指導というものがございますが、こちらについては直近で平成27年に実施されております。

以上です。

○清水委員

平成27年に実地指導というのがあったと、この中では、経営面での指導といったものは一切なかったのでしょうか、お教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

経営状況に関しての監査はございませんでした。

以上です。

○清水委員

分かりました。ナイスケアまほろば、しばらく赤字が続いておりまして、一般質問の答弁では、開設時に一括採用しているため、給与費が職員の年齢に伴い上がっていることが大きな要因だとおっしゃっていましたが、何か改善策はないのかなと私、思うんです。給料を減らせということでは全くありません。当局も試行錯誤されてると思うんですが、積極的な経営改善、これをぜひ図っていただきたいと思っております。これは要望とさせていただきます。

以上です。

○林委員

おはようございます。このたび、光市立大和総合病院に脳神経外科の医師が6月1日から着任されました。とても喜ばしくて、患者さんの安心の一助になっていくことを期待しております。

そこでお尋ねいたしますけれど、先生の診療体制ですけれど、いかがでしょうか、お示してください。

○小田大和総合病院事務部長

おはようございます。脳神経外科についてお答えいたします。

6月1日より新たに1名、医師が入局をされております。現在、病棟は脳神経疾患の患者さんを中心に診ていただいております。

それから、外来につきましては、火曜日、金曜日の午前中を診療日としております。まだ開設して間もないですけれども、今後、患者様は増えていくのではないかと考えております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。病棟の入院患者さんがいらっしゃいますので、病棟での神経に関する対応をしていただけるといのはとても喜ばしいことで、特に私どもは入院患者さんだけじゃなくて外来としても週2回ということでもありますので、とてもうれしく思いますし、MRIもできる施設もありますので、そういうこともしっかりと先生が診ていただけるように思いますけれど、これからもしっかりと取り組んでいただいて、経営状況もまたますますよくなるように願っております。ありがとうございました。

○田邊委員

おはようございます。一般質問からの続きで、再度、いろいろ質問させていただきます。

今回の法改正によって、医師の時間外労働 960 時間以下、A水準、これは令和6年4月からということなんですけど、今の現状、過重労働、これ、どれぐらいの時間外、お医者さんのところを教えてくださいなんですけど、光と大和、お願いします。

○佐古光総合病院総務課長

おはようございます。光総合病院の医師の時間外でございます。医師1人当たり平均でございますが、令和2年度249時間です。最も多い医師で571時間となっております。以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

大和総合病院に勤務する医師の時間外ですが、令和2年度の実績で申しますと、平均では年間約320時間です。時間外労働の多い医師で言いますと、年間で約400時間ぐらいでございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。令和2年で、光で平均249と、最高の方は571時間というところですね。大和の場合は令和2年度、平均で320時間、400時間というのが最高という確認で。今の現状は、A水準という法改正以下の時間外には入っていると、960時間以内に。しかしながら、残業は多いというところなんですけど、光、大和についても今後、医師の過重労働についてはどのようにお考えか、ちょっとお願いします。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院では、現状960時間以内ということになっておりますので、早急な対応というのは現在、考えておりませんが、医師の働き方改革につきましては、医師の負担軽減の面もございますので、今後、考えていかなければならない課題だと認識しております。

以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

大和総合病院ですが、医師でなくても行えます業務を他の職種が行うことによるタスクシフトを進めることで、医師の負担軽減を現在も図っております。

以上です。

○田邊委員

今、大和病院から医師以外でもできるタスクシフトを図るとあったんですが、光総合病院はそれをやる考えはあるんですか。

○佐古光総合病院総務課長

申し訳ありません、光総合病院も当然、考えております。

以上です。

○田邊委員

両病院ともタスクシフトを考えて働き方改革をやっていくというところで、理解しておきます。

続きまして、今度は職員の時間外労働について。

光は是正勧告を過去に受けた経験があります。その後は大丈夫か、また体制など、どうなったか、どういった形で行っているのかその現状をお願いします。

○佐古光総合病院総務課長

現状でございます。こちらのほうは以前もお話したことがあると思いますが、一人職場であったために慢性的な時間外が発生した職場につきましては、既に解消しておるところでございます。最近の時間外の労働の申請が、前回、指摘を受けました平成 30 年度は大体一月当たり 114 人程度の時間外が申請されておりましたが、令和 2 年度につきましては 140 人程度の時間外の申請者が出ております。こちらのほうにつきましては、時間外が多ければいいということではないとは思っておりますが、以前と比べまして申請しづらいという環境が改善されてきたのではないかと考えております。

以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

大和総合病院では、特に体制の変更は行っておりませんが、光総合病院でも行われましたが、病院内の会議等で時間外命令の認定基準というのを再度周知しまして、今までどおり所属長が時間外労働について管理する体制をとっております。

以上です。

○田邊委員

今、大和、認定基準をとってやりよるところが理解しましたけど、光は認定基準取ってやっておりますか。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院におきましては、是正勧告を受けましたときに作成して職員用と管理職用というのを作りまして、それぞれ周知しております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。

再度聞きますけど、大和は一人職場の改善はどうなんですか、一人職場のところはないんですか。

○田村大和総合病院事務部次長

大和総合病院のほうでは一人職場はございません。

○田邊委員

大和は一人職場の部分はないという、もう理解でいいわけですね。分かりました。今後ともお願いしますね、是正勧告を受けないように。

それで、コロナの影響で、患者は少ないけれど、コロナ対応のほうに持って行かれて、ちょっと通常の業務と違ってきてるんじゃないかというところを私、思うんですけど、そのあたりはどうかというところと、それによって人員、職員の数、そういったものが足りているのかというところ、光、大和、両方お願いします。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院では、コロナ関係の業務といたしましては、入院協力医療機関となっております。地域外来検査センターの運営も行っております。また、ワクチンの接種を行っております。ワクチンにつきましては、ほぼ毎日 130 人程度の接種を行っているところです。来週からは 150 人程度に人数を増やす予定にしております。

今、一番職員の負担がかかっていると思われましてはワクチン接種じゃないかと考えております。今、こちらのほうにつきましては、全部署から職員を出していただいて毎回約 25 名程度でワクチン接種のほうを行っております。こちらのほうは 13 時から行っており、通常の業務時間内になりますので、当然、各職場で多少の負担はかかっているのではないかと考えております。

ただ、一時的なものであり、コロナが収束すれば必要ない業務になりますので、今はマンパワーを終結して業務を分担しながら行っているという状況でございます。

以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

大和総合病院では、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れは行っておりませんが、入院中の患者様や外来の患者様で、発熱等の症状がある患者様の PCR 検査や抗原検査を行う業務が増えております。

また、光と同じように新型コロナウイルスのワクチン接種を午後毎日行っております。現在、約 120 名で 7 月からは 90 名の受け入れを行っていきます。担当する職員の業務は増加しております。人員につきましては、現在は一定期間の業務と考えておりますので、ワクチンの接種等の業務で処理できなかった通常業務については時間外で対応をしております。なるべく職員一人一人の業務に負担をかけないように交代制とし、医師を含め 1 日の担当する時間を少なくするようにしております。

人員につきましては、現状では職員の増員等は考えておりません。また、診療報酬上の施設基準の人員はクリアできております。

以上です。

○田邊委員

光は人員のクリアのところの部分をお願いします。

○佐古光総合病院総務課長

申し訳ありませんでした。光総合病院におきましても、施設基準に係る人員については満たしております。

以上です。

○田邊委員

各病院とも、今、ワクチン接種及びPCR検査、そういったものでお忙しいというところ、マンパワーを使ってこれを乗り切るというところは分かりました。コロナの収束するまで、市民の安心・安全のために頑張ってください。

またもう1点お願いします。先ほども言ったように、コロナでの財政的な影響、患者数が減ったこの財政的な影響は、この3月から5月のこの第4波の影響、この患者数の数、そして収入など、今年の3月から5月の状況、前年度と比べてどうかというところを光、大和、よろしくお願いします。

○佐古光総合病院総務課長

第4波の影響、3月から5月までの状況ということですが、3月から5月までの平均ではございますが、患者数、収益のほうを申し上げたいと思います。令和2年度の入院患者数ですが3,899人、令和3年が3,795人でマイナスの104人となっております。外来につきましては、令和2年度6,140人、令和3年度は6,505人で365人の増となっております。

収益につきましては、入院、令和2年度1億6,826万6,244円、令和3年度が1億6,939万4,581円となりますので、112万8,337円増となっております。

外来につきましては、令和2年度8,330万672円、令和3年度につきましては9,133万7,677円となります。803万7,005円の増となっております。

数字だけを見ますと、第4波の影響は少ないというふうな数字とはなっております。ただ、入院患者につきましては、現在、新型コロナウイルス対応で1病棟使用して休床している病床もございますので、この辺の影響がもしかしたらあるのかもしれないと考えております。

以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

大和病院の第4波の影響ですが、今年と昨年の3月から5月までの患者数と収入を比較しております。昨年から申し上げます。昨年の1日平均入院患者数で申し上げます。平均は232.9人でした。今年の3月から5月は234.9人で2.0人の増となっております。収入のほうですが、昨年の平均が1億6,166万9,634円、今年は1億6,389万1,258円となっておりますので、222万1,624円の増加となっております。

一方、外来のほうですが、1日平均外来患者数は昨年が96.5人、今年の3か月の平均は91.4人で5.1人減少しております。

収入のほうですが、昨年の平均が 1,189 万 9,307 円、今年の平均は 1,227 万 6,059 円となっており、37 万 6,752 円の増加となっております。

患者数、収入とも第 4 波の影響は受けてないと考えております。

○田邊委員

今、実質のその数とかというのは、影響もあまりないというところで、先ほどの質問でも、ワクチン接種と PCR 検査というところで、やはり収入とかそういったものについては影響ないんですけど、職員に対しては負担がかかっちゃるんじゃないというところは光も大和もどういった見解ですか。

○佐古光総合病院総務課長

今、言われましたとおり、収益の面でいけば 4 波の影響というのは確かにないと思います。ただ、職員に対しては、先ほど申しましたとおり、ワクチン接種で光も交代してなるべく短時間で回すようにはしておりますが、それでもやっぱり職員の負担というのとはかかっているというふうには認識しております。

以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

大和病院もですが、ワクチン接種を毎日行っておりますけど、ここに出席しております職員も午後出て、担当として頑張っております。なるべく職員の負担を減らすよう努力しているところです。

○田邊委員

だから、そこでね、先ほども言われたように、マンパワーで乗り切るところをよろしく願います。これについてはもう一時的なもんじゃから、これ、乗り切らんといけんというのは私も理解しておりますんで、ぜひとも職員が健康な状況で乗り切ってほしいというところをお願いします。

もう 2 点あります。診療報酬の改定の影響で、直近の診療報酬の改定については、いつで、どのような改定で、どのような影響か、その診療報酬の改定がマイナス改定か、そして何年ごとの改定か、その改定が経営的に影響が今後、あるのではないかとということをお両病院、お願いします。

○川崎病院局経営企画課長

診療報酬についてのお尋ねでございますが、診療報酬の概要について私のほうから最初に説明をさせていただきます。

診療報酬とは医療機関の診療料金表のことでございまして、医療機関の料金というのはこの仕組みで決まっております。この診療報酬は景気変動や賃金の変動、消費税などを踏まえて変更するとされており、例えば令和元年 10 月の消費税引き上げのときも臨時の診療報酬の改定が行われております。

診療報酬の改定については、2年に一度の定例的なもので、直近では令和2年度の改定になります。診療報酬の改定は厚生労働省に設置された社会保障審議会と中央社会保険医療協議会の2つの検討会で議論をされます。それを経て内閣の予算編成会議で診療報酬の改定率が決定され、その範囲内で調整を行うことになります。

今回の診療報酬の改定、令和2年度は、全体でマイナス0.46%の引き下げとなっております。政府が進める働き方改革で、医療現場にとっても最重要課題として取り組まれており、それを反映した形になっておりまして、この診療報酬、本体とも呼ばれているんですが、医療・歯科・調剤のサービス部分の料金、技術料というようなイメージで思っただけであればよろしいかと思えます、この本体部分はプラスの0.55%で、そのうち働き方改革の対応分がプラスの0.08%上乘せされたということが今回の特徴です。

各科の改定率では、医科がプラス0.53%、歯科がプラスの0.59%で、調剤がプラスの0.16%となっております。一方、薬科のほうが、薬の値段なんですけどマイナス0.99%で材料価格のほうがマイナス0.02%となっておりますので、全体で0.46%の引き下げとなっております。

以上が、概要でございます。

○田中光総合病院医事課長

今回の改定で大きな影響があるところとしましては、光総合病院では地域包括ケア病棟におけるDPC患者さんの取り扱いの変更や、一般病棟の施設基準に係る看護必要度の対象患者の見直し等がありました。この点については、今、必要な対応を行っております。

以上になります。

○田村大和総合病院事務部次長

大和病院の令和2年度の診療報酬の改定による影響ですが、入院基本料等が変更されませんでしたので大きな影響はなかったと考えておりますが、光でもありましたように一般病棟の患者さんの重症度や看護の必要度の評価する重症度、医療・看護必要度の評価方法が見直されたことによるものや、回復期リハビリテーション病棟ですが、患者のADLの回復度を評価するFIMという実績指数がありますが、この評価が見直されたことによる対応が必要となりました。

収入面への影響は受けないようにするために運営面を強化する必要があり、それに対応しているところです。

以上です。

○田邊委員

そうやって厚生労働省が診療報酬の改定を行って、いろんな部分に影響が出ちよるといところで、実際のところ、私どもが見るのは決算で黒字、赤字といところですけど、やっぱり厳しくなったんなら、そりゃあ独自に改善していくという部分が必要かと思うので、いろいろなところに影響が出てきますので、今後とも医療改定の影響がある

部分はぜひとも改善するようにお願いします。

それで、もう1点。光総合病院の紹介状についてなんですけど、国のほうではこういった方向で総合病院については今後、紹介状で診察するとかいう話が出ておりますが、初診患者についての初診5,000円の負担、これが必要なのか、国のほうの基準によると200床以上の病院という改革の流れになっておると思います。

光総合病院は、どうなのか、この200床以上ではないと思われのですが、初診5,000円、それで2回目は2,500円とかいう国の考え方が今、出てるんですけど、そういったものは光総合病院には影響があるのか、ないのか、お願いします。

○田中光総合病院医事課長

御質問にありました国の動向については、今、把握はしております。現状ですけれども、光総合病院では紹介状を持たない初診患者さんについて選定療養費と言いますか、その負担は設定をしております。選定療養費の徴収については、徴収した場合に初診患者さんを受け入れる市内の医療機関での医療体制、各診療科における医療体制や徴収金額をどの程度にするかということを検討し、今、検討を続けているところでございます。以上です。

○田邊委員

分かりました。これは先での話と思うんですけど、情報は先にもう入っているところで、光においてもその対策をぜひともお願いします。以上です。

○大田委員

老人保健施設のまほろばでの人員配置についてであります。看護師や作業療法士の人員はどのようになっておるのか。それで、現在の人員と法定定員ですかね、その人数を教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

看護師と理学療法士の人員についてですけれども、6.7人以上に対して現在看護師ですが10.8人、理学療法士は0.7人以上に対し2人となっております。以上です。

○大田委員

今、言われたのが6.7人以上が10.2人と0.7人以上が2人ですかね、今、言われたの。それは法定の定員ですよ。現在の人員について。これは法律のあれじゃって、今、まほろばの70人の定員ですかね、あれに対して、70人の定員に対して法定では何人、それじゃあ現在では何人、そのようにちょっと教えてください。具体的に。

○原田介護老人保健施設事務係長

言葉足らずで申し訳ございません。看護師配置基準では目安として 6.7 人以上に対し現在 10.8 人。それから理学療法士は配置基準として 0.7 人以上に対し現在 2 人となっております。

以上です。

○委員長

これは、今、大田委員が尋ねたまほろばの全員の定員に対しての人数を今、お答えしたということによろしいですかね。

○原田介護老人保健施設事務係長

現在、お伝えしたのは介護老人保健施設の看護師と理学療法士をお答えしました。全員ですね、すいません。もう一度伝えます、すいません。

医師ですが配置基準として常勤 1 人以上に対し現在常勤医師が 1 人。薬剤師が配置基準として 0.3 人以上に対し現在、0.3 人。看護師は配置基準として 6.7 人以上に対し現在 10.8 人。介護士ですが、配置基準が 16.7 人以上に対し現在 19.4 人。支援相談員の配置基準として常勤 1 人以上に対し現在常勤 1 人。理学療法士、配置基準が 0.7 人以上に対し現在 2 名。栄養士、配置基準として常勤 1 人以上に対し常勤 1 人。支援専門員、配置基準として常勤 1 人以上に対し現在常勤 1 人。事務員ほかは配置基準として実情に応じた適当数に対し現在 2.7 人でございます。

以上です。

○大田委員

看護師が、今、まほろば 70 人に対して法定基準についたら 6.7 人じゃが現在では 10.8 人おると、そういう理解でよろしゅうございますね。

○原田介護老人保健施設事務係長

そのとおりでございます。

○大田委員

じゃけえ理学療法士も 70 人に対して法定では 16.7 人言うちゃったですかね、6.7 人、0.7 人。

○原田介護老人保健施設事務係長

0.7 人以上に対し 2 人でございます。

○大田委員

じゃから 0.7 人に対して 2 人以上おると。それで理学療法士も 0.7 人ですかね、に対して 2 人おるということで、今の答弁では、法定人員よりも随分多数の人間を雇っておられるという感じをしたんですが。

○原田介護老人保健施設事務係長

委員御指摘のこの配置基準については、介護老人保健施設がその目的を達成するために必要な最低限の基準を定めたものでありまして、認知症ケア加算や夜勤配置加算、リハビリテーションの加算等による加算に必要な人数でありますことから、現在の配置となっております。

以上になります。

○大田委員

配置加算でよけえ交付をしてもらうための 10.8 人とか、2 人とかいうことにしとるという解釈でよろしいんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

加算を取得するために必要な人員でございます。

○大田委員

法定人員よりも今現在は多いと。だから、加算に向けてこれだけの人間がいるというふうに解釈させてもらったんですが、今現在、報告受けたんですが、特別損失も 7,460 万円ですか、赤字が出ました。貯金というかあれももうそれだけ出したらほとんど底を突くということで、もう来年は貯金もなくどうしたらいいんだろうかちゅうことになりましたが、それだけ加算するために人間を置いて、その加算の額というのはそれだけ置いただけにおいて何かメリットがあるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

お答えします。今、単純ではございますが、この加算を取らなかった場合には年間約 2,800 万円から 3,000 万円ぐらい減収になる見込みとなっております。

以上です。

○大田委員

それだけ 6.7 人が 10.8 人という加算を、収入を得たから 2,800 万円から 3,000 万円の赤字が回収できると、そういう理解でよろしいんですか、今の答弁じゃったらそういうふうになるんですが。

○原田介護老人保健施設事務係長

仮に加算を取らない場合においては、今の赤字損失からプラス 2,800 万円程度の赤字が増加するものと考えております。

以上です。

○大田委員

じゃけえ法定人員だけ、6.7人は看護師、法定人員だけしちよったらそれだけ赤字になるちゅうのはちょっと信じられないんですが、この仕組み、ちょっと教えてください。法定人員の入れたのと、その加算したので2,800万円から3,000万円の違いが出てくると。そこんとこの、ちょっと信じられないんですが。

○原田介護老人保健施設事務係長

委員の御質問に沿ってお答えできているかどうか分かりませんが、現在、当施設は基本型というところをとっておりますが、人員を減すことによってその他型という一番下のランクの体制になり、加算が全て取れなくなりますので、その額がなくなると想定しております。

以上です。

○大田委員

一番下になると2,800万円から3,000万円となると、法定人員にすると今、今年の見込みでは7,460万円の赤字出すんじゃないが、法定人員でやるとこれに3,000万円ぐらいの約1億円ぐらいの赤字が出るという計算が、私は私で思い浮かぶんですが、そうございますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

お見込みのとおりでございます。

○大田委員

そのために人員が約看護師が4人ぐらい多いんで、それだけの赤字が減らしてできると。

今、この見込みと貯金額が大体ええぐらいになるんですが、今後、この赤字脱却に向けてはどういうふうな考えをされるのか。

○中本大和総合病院業務課長

一般質問でも申し上げさせていただきましたけれども、収益の面では介護報酬や診療報酬の改定につきましては、まほろばに対しましては厳しい内容となっております。費用の面で申し上げますと、今、職員の高齢化に伴いまして給与費が上昇しているという状況があります。こうした背景から平成24年度から赤字の経営が続いているという状況でございます。まほろばの今後の経営方針につきましては、現在、検討を進めているというところがございます。現段階においてお示しするものはございませんが、今年度目標としまして何らかの方針をお示ししたいと考えております。

以上です。

○大田委員

ちょっと腑に落ちんのんですがね、職員の高齢化によりというふうに言われるんです

が、高齢化によっても赤字を出さないようにしてもらうのが考え方じゃろうと思うんですよ。高齢化に伴い高額になるから赤字を出しとると。そういう言い方をされると勤めちよる職員はすごくやる気をなくすような感じになる、そう捉えられるんですよ、私としては。答弁がちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが。

○中本大和総合病院業務課長

職員の代謝が行われてないので、高齢化が進んでまいりますし、それに対しまして収益を上げればいいという考え方もあるんですけれども、改定の内容等、まほろばの運営がこれに対応できていないというのが現状でございます。

以上です。

○大田委員

今後、このまほろばについてまたいろいろ質問も出ると思うんですが、ちょっとその考え方、いかにして収益を上げるかというふうに持っていったほうが、長年勤めておられる方にとってはすごく負担に係ると思うんですよ。じゃから、もう高齢化じゃからあなたはちゅう感じ、私としては受け取るわけですよ。ちょっとそういう言い方、今後やめてもらって、ほかのどうにかして収益上げる方法を考えてもらうように、改めてお願いしたいと思います。

続きまして、光総合病院、一昨年かその前までは貯金額が約 35 億円ぐらいあったんですが、現在では 15 億円ぐらいしかないんですよ。なぜそこまでなくなったのか、理由があると思うんですが、説明をお願いします。

○佐古光総合病院総務課長

現金、預金につきましてですが、新病院建設のときに約 15 億円程度の医療機器を現金で、現金というか預金ですね、のほうで購入いたしました。そこで 15 億円程度使いましたので 30 億円の預金が 15 億円になったというところでございます。

以上です。

○大田委員

前回、私が聞いた時にはそねえなことはなかった、そこらに対してはまだ出てないから分からないという答弁じゃったんですよ。もう一遍調べましたらやっぱりそねえなってる。こんだら医療機器を買うたからと、そういう答弁なんですよ。

○佐古光総合病院総務課長

私の記憶では前回も 30 億円の 15 億円、医療機器購入しましたとお答えいたしました。以上です。

○大田委員

じゃから、こういうふうには、指摘する前にでも病院局のほうは、こういうふうになっ

たからちゅうのを説明してもろうて、こっち側が聞く前に説明してもらったら大変ありがたいと思うわけでございますから、今後はよろしくお聞きしたいと思ひます。

今度は医師の問題について、もう一遍お聞きするんですが、壇上でもお聞きしたんですが、今、山大の関連病院で大学からのあれが約 80%を占めておるといふうな答弁でありましたが、山大に卒業生が 100 人からおるのに、一昨々年 8 人しか残ってない。その次は二十何人、今現在は三十何人しか残ってないということで、医局も維持するのが大変じゃろうと思ひんで、山大関連病院に非常勤医師は派遣されておるんですが、常勤医師も派遣するのは大変じゃろうと思ひているわけであります。だから、それは山大関連病院だから山大中心で医師の確保を頼むといふのは、それは最もかもと思ひているんですが、やっぱりそれプラスいかにアルファですかね。それで今後とも医師確保してもらいたいと思ひておるわけですが、事務局のお考えはどうでしょうか。

○西村病院局管理部長

その件につきましては、前回の一般質問でもお答えをしましとおりでございます。以上です。

○大田委員

今、私が何ぼ言うてもそこんところはなかなか、お答えがいただけないみたいで、次に移ります。

桑田管理者、このたび 2 回目の管理者になられ、大変お疲れと思ひますが、今後ともよろしくお聞きしたいと思ひます。

それじゃが、現在のところ管理者は整形外科部長、光総合病院院長、そして病院管理者となられて、一人三役でとても忙しくされておられます。また整形外科部長として年間 130 件近くの手術もされておられて、なかなか病院長やら管理者の仕事もおぼつかないじゃろうと思ひておるんですが、そういうふうになっておるのに、桑田管理者は体が丈夫で一生懸命頑張っておられるのは大変ありがたいことでございますが、そういうふうにより三役されたらなかなか議会にも出てこれないと思ひますよね。管理者としても心苦しいじゃろうと思ひますが、もう 2 期目になったんだからといふことは、1 期の間にどうにか整形外科か院長や管理者になるとか、そこんところはそりゃあ先生、私は整形外科の先生で有名な先生でありますので、整形外科ずっとやってほしいと思ひておるわけであります。そこんところ、このような一人三役の状態が続いてるのはなかなか本当に大変じゃろうと思ひますよ。開設者として今後の、その方針を、これをずっと続けていくのか、ちょっとお聞きしたいと思ひますが、開設者として。

○吉本副市長

病院事業管理者については、開設者である市長より任命をさせていただいておりますが、現時点で余人を持って代えがたいといふことで、桑田事業管理者に引き続きお聞きしたところでございます。今後については、今、私がここでお答えする権限はないと思ひておりますけども、現時点では致し方ないと思ひております。

以上でございます。

○大田委員

まあそういうふうに思っておられる。そりゃ確かに、私は桑田管理者、すごい大変じゃろうと思うんですよ、1年に130床の手術の病症例やらやられて、もう身体的に、精神的にも大変だろと思うんです。その上に病院長で管理者という仕事、今現在でも本当言うたらここに出るよりも患者を診たいんじゃないかというふうに思っておるわけですよ。だから、一人三役ちゃなかなか大変じゃろうと思います、今後ともしっかりそのところは開設者としても考えてもらって、今後、運営していってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたい。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第36号 令和3年度光市一般会計補正予算(第2号)〔所管分〕

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

議案第36号 令和3年度一般会計補正予算の経済部所管分についてなんですけど、今説明があった新型コロナウイルス感染症対策の地方創生の2億4,614万5,000円というのは国の3次補正の確定額とは思いますが、5ページの県支出金の104万7,000円について、このコロナに負けない農業経営実践加速化事業補助金はこういったことなのか、この補助金の事業概要をもう少し詳しく説明していただきたいというところがあります。山口県からの104万7,000円、このまま歳入歳出だけの説明でありますので、よろしく願います。

○西村農林水産課長

それでは、コロナに負けない農業経営実践加速化事業補助金の事業概要について御説明申し上げます。

当該事業は、コロナ禍でも対応できる農業の実施体制を構築するため、ソフト対策とハード対策により支援を行なう県の補助事業でございます。

まず、ソフト対策でございますが、コロナ対応経営強化プランの作成及び実施に係る支援となります。具体的に申し上げますと、プランの作成に必要な資料等の購入であったり、従業員に対する研修の実施であったり、現状、コロナ禍で実施は難しいと思いますが、専門家を招聘した研修の開催であったり、あるいは先進地視察、このような支援も可能となっております。

次に、ハード対策でございますが、これはソフト対策で作成いたしましたプランを実現するため、ソーシャルディスタンスの確保を目的とした少人数化による作業を可能とするため、農機具等の導入に係る支援を行なうものでございます。

次に、補助率でございますが、ソフト対策につきましては定額、これは 100%補助ということになり、上限は 15 万円となっております。また、ハード対策につきましては、事業費上限なしで、事業費の 3 分の 1 以内の補助となっております。

補助金は市から申請者へ支払い、市には県から同額の歳入があるなど、市の間接補助となります。今回、申請希望があり、また申請に当たっては市の財源確保が必要となることから、6 月補正による対応により財源確保を図るものでございます。

歳入歳出に同額を計上している 104 万 7,000 円の内訳については、ソフト対策が 15 万円、ハード対策が 89 万 7,000 円となっております。これらは 1 件分の申請に対するソフト・ハードの事業費を想定しているものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。いわゆるソフトで計画プランを立てると、これについては資料、研修なども可能であるとか、そしてハードではソーシャルディスタンスを行った上での農業機械を購入する 3 分の 1 以内の補助という。そして、いわゆる市も間接的にこの歳出に関わるよという部分で、県からのそういった関係でこの補正を上げたということで理解いたしました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○早稲田委員

国の持続化給付金の対象にならない売上 20%以上から 50%未満減少した事業者への、光市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援給付金なんですけれども、その取組状況、実績について質問をします。

○萬治商工観光課長

こんにちは。光市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援給付金の実績のお尋ねをいただきました。

この給付金は国の持続化給付金、それから本市の事業継続支援給付金の給付要件に満たない事業者を対象としまして、昨年 7 月から今年 3 月まで受付を行いまして 105 事業者、約 1,004 万円を給付いたしました。

以上でございます。

○早稲田委員

7月から3月まで105事業者で1,004万円ということで、こちらの給付をした事業者の業種が分かれば教えてください。

○萬治商工観光課長

主な業種を多い順から申し上げますと、生活関連サービス業、これは理・美容とかクリーニングなどになりますが、これが32、卸売り・小売業が25、建設業11、医療・福祉11、製造業9、宿泊・飲食業が3などでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。理・美容とかが一番多かったということで、サービス業ということで理解しました。飲食店さんとかは50%以上のところが多いから、こういうことかなと私のほうでは今感じております。

次の質問に入ります。事業継続支援給付金または事業継続応援給付金は新型コロナウイルス感染症の長期化により、減収影響も長期に及ぶことを考えて令和3年3月まで実施し、市の新型コロナ対応特別融資は、制度導入した令和2年3月時点では申込期間が令和2年6月30日までとなっていたものを、コロナウイルスの感染症の長期化に対応して6月8日まで延長してということですが、延長に伴った見込みとその効果をお尋ねします。

○萬治商工観光課長

新型コロナ特別融資の期間延長の見込みと効果でございます。

この融資は令和2年3月19日から申込みを開始しまして、新型コロナの長期化に対応し、制度設立当初は委員さんおっしゃられたとおり令和2年の6月30日までとしておりましたが、現在では、今年6月8日からさらに延長しまして、今年の9月30日まで申込期間を延長しております。

当初からの申込期間延長後の件数は、昨年度で4件ございました。これは山口県が同様の融資制度を立ち上げたことによりまして、件数は多くありませんでしたが、今年度に入りまして県の制度の変更もありましたので、4月、5月で4件の実績がございます。これが年度を超えて延長してきた効果だと考えております。

また、この延長による見込みでございますが、今年度に入りまして2か月で4件でございますので、9月末までで、10件程度はあるのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○早稲田委員

事業者のほうもだんだん、じわじわこたえてきて、そういう融資が必要になってくる

事業者も増えてくると思いますので、9月30日までの延長ということは大変ありがたいと思います。

では、次の質問に入ります。令和2年度は光で飲食キャッシュバック、それに引き続き地域経済活性化商品券発行事業が行われて、3年度も引き続き光市民生活地域経済応援商品券を発行されると伺っておりますけれども、今後、新型コロナウイルスの感染症が終息した後の経済活動の支援策についてのお考えがありましたらお聞かせください。

○萬治商工観光課長

新型コロナウイルスの終息時期というのは、なかなか見通しをつけるのは難しいところでございますが、現在予定している経済対策では御承知のとおり、光市市民生活地域経済応援商品券発行事業を行うということでございまして、こちらのほうは現在、取扱店舗を募集しております、8月上旬には世帯主様宛に簡易書留で発送し、8月中にはお届けできる予定となっております。使用期間は9月1日から12月31日までの4か月間を予定しております、現在準備を進めております。

商品券以外の経済対策ということでございますが、さきの一般質問で部長もお答えしましたが、感染状況それに伴う地域経済の影響なども把握しながら、先般、県が事業者向けの経済対策の補正予算案も発表しましたが、こうした県や国の経済対策等も注視しながら、時期を捉えた支援策の必要性については、継続的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○早稲田委員

終息した後についても県や国と合わせながらということで、また引き続き光市の対策も考えていただけたらと思います。

次の質問に入ります。令和3年度の新規事業の中にコミュニティ交通事業とありまして、軽自動車を購入する予算が計上されていたのですが、その理由と今のスケジュールや進捗状況をお聞かせください。

○坪根公共交通政策課長

まず、最初に、車両更新の理由についてお答えを申し上げます。

コミュニティ交通事業は平成23年度から伊保木地区で導入され、市から貸与を受けたミニバンタイプの普通車を活用いたしまして、地域公助による高齢者の移動支援を行っております。地域からは運転手の更新が進まず高齢化に伴い運転手が減少し、運転手の確保に苦慮しているとお伺いをしているところであります。

こうした中、地域において御協議をされ、女性や若者に意見を伺ったところ、普通車ではなく日頃乗っている軽自動車であれば、運転が可能であるという協力者を集めることができ、地域から市に対しまして軽自動車への買い替えの要望が寄せられましたことから、こうした声にお応えをしようとするものでございます。

次に、進捗状況と今後のスケジュールについてお答えをいたします。

現在、導入車両の利用者である「いおき楽々会」からお話を伺いし、導入車両の使用法について整理をしているところであり、先日、必要な機能や装備についての確認を終え、現在、入札に向けて手続きを進めております。現時点では年内の納車を見込んでおり、納車後は速やかに貸与を行いたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

軽自動車だったら、ちょっと運転に不安がある女性とかでも運転しやすいのでありがたいなと思います。そして、今の回答の中に仕様とか機能とかという言葉が出てきたんですけれども、安全装備などがありましたら、どのような車両なのかお尋ねします。

○坪根公共交通政策課長

安全装備につきましては、新たな運転の担い手である女性や若者の方も含めて、どなたでも安心して安全な運転が行えるよう、自動ブレーキ等の先進安全技術が搭載された安全運転サポート車の導入を考えております。

現在、想定しております具体的な安全装備でございますが、現行の対応車両、普通車でございますが、これと比較いたしまして、新たに5つの安全運転補助機能の装備を予定しております。

1つ目は、衝突の可能性が高い場合に自動でブレーキが作動する「自動ブレーキ」、2つ目は、前方や後方に壁や車両を検知し、停止時や低速走行時にアクセルを踏み込んだ場合の急加速を抑制する「ペダル踏間違い時加速抑制装置」、3つ目は、道路上の車線からはみ出しそうになった場合に運転者に警報を鳴らす「車線逸脱警報装置」、4つ目は、バックをする際に車両後方の安全状況を車内から映像により確認できる「バックモニター」、5つ目は、車両の死角となる部分の障害物を検知して警報を鳴らす「コーナーセンサー」となります。

以上でございます。

○早稲田委員

5つの安全装備を備えた軽自動車ということで、ぜひ進めていただければと思います。

次の質問に入ります。現行のマイクロバスをユニバーサルデザインに配慮したワゴンに更新するとお伺いしています市営バスの更新事業について、前も伺ったと思うんですけど、理由とか、今のスケジュールをお願いします。

○坪根公共交通政策課長

まず、最初に、車両更新の理由についてお答えをいたします。

現在、市が保有する市営バスの車両は、通常メインで使用する本車と車両の修繕や車検時に使用する代車の計2台でございます。現在、本車として使用している車両は故障が多く、特に排気関連の故障が増えており、故障した場合は代車で対応することとなりますが、代車には乗降補助ステップや手すりがなく、利用者から不便だという声をいた

だいており、車両を更新し故障が減ることで、こうした利用者の方の声にお応えしようとするものでございます。

また、更新に際しましては 14 人乗りのワゴン車へ小型化し、高齢者、障害者など全ての方にやさしいユニバーサルデザインに配慮した車両を導入し、利用者の利便性向上を見込んでおります。併せて車両の小型化により修繕料や燃費も抑えられることから、ランニングコストの軽減も期待できるものと考えております。

次に、今後のスケジュールについてお答えをいたします。

現在、新車両の導入に向けて導入車両の仕様書を作成しているところであり、また、一目で市営バスと認識され、利用者に親しみを持って御乗車いただけるよう、車体に施すラッピングデザインの作成に着手しているところでございます。

また、納車の時期につきましては、市営バス用の特殊装備、料金箱やステップでございますが、こういったものの装備や車体のラッピングに一定の日数を見込む必要がありますことから、現時点では年度末である令和 4 年 3 月の納車を想定しております。以上でございます。

○早稲田委員

よく分かりました。ラッピングデザインを楽しみにしております。

あと 2 つあります。その一つですけれども、3 月の一般質問で伺いましたけれども、令和 3 年の水稲作付に使用する種子購入経費の一部を支援する支援策、私が質問したのはトビイロウンカの件でございますけれども、そちらの補助について聞かせてください。

○西村農林水産課長

それでは、令和 2 年度 12 月補正で実施いたしました水稲種子購入緊急助成対策事業のその後の経過などについてお答え申し上げます。

令和 2 年度において、過去に例のないトビイロウンカの大量発生や天候不順等の被害により、令和 2 年の作況指数が過去最低を記録し、農業者の生産意欲の減退及びそれに伴う耕作放棄地の増加が懸念されることから、令和 2 年 12 月議会で水稲種子購入緊急助成対策事業を補正し、予算を確保したものでございます。

当該事業の進め方でございますが、令和 3 年に作付の予定となっております主食用米について、あらかじめ補助金分が値引きされたものを実施主体となります山口県農業協同組合が受注者に販売するという仕組みで実施をしたものでございます。

事業の結果でございますが、令和元年度の主食用米作付面積から算出した予算額の 94% に当たる 361 万 5,000 円の執行が見込まれる状況となっていることなど、当初、我々が想定しておりましたほとんどの農家の方々に行き渡ったものと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

94% というのはすばらしいと思います。農家の人も助かっていると思います。

今の答弁にもありましたけれども、去年は被害が大きかったとのことですが、今年度

はどのような点に気をつけているか、何かありましたらお願いいたします。

○西村農林水産課長

それでは、トビイロウンカにかかります対策で、今年度、気をつけている点についてお答え申し上げます。

昨年度の課題を踏まえまして、今年度につきましては被害を再び発生させないよう、県において防除対策や情報連絡体制の強化が図られております。具体的に申し上げますと、本格的な飛来時期を前に万全の対策とするため、トビイロウンカの被害状況を早期に把握することを目的として、農林総合技術センターにおいて、地上数十メートルの高所に大型の補虫網を設置して、これは毎年トビイロウンカが多数飛来した場合に、この網に捕獲されることによって確認をするというネットトラップという調査があるんですが、これを前倒しいたしまして5月17日から開始しております。

また、JA及び県担当者に対策を周知徹底するため研修会が5月31日に開催され、令和3年度の技術対策として新たな防除体系、ウンカ類の調査方法、防除薬剤の特徴や使用上の留意事項等、被害を防ぐための技術的な知識の取得を図るとともに、速やかな情報共有を進める必要があることから、SNS等を活用した迅速な情報伝達の方法等について活用の照会があったものと聞いております。さらに、昨年的大量発生もありますので、時期をこれも前倒しして、6月11日から県農林総合技術センターが目視による稲の株の見取りや防虫網によるすくい取りなど、これらを行う巡回調査を開始しております。

現時点におきまして、県内でもトビイロウンカの発生は確認されてはおりませんが、市におきましても6月11日に市ホームページ及びフェイスブックを通じてトビイロウンカの発生状況や防除対策について、県のウェブ配信サービスを紹介するなど、情報提供及び注意喚起を実施したところでございます。

トビイロウンカの防除対策に当たってはいち早く情報をキャッチし、被害が出る前に実施できるかどうかにかかっておりますので、関係機関と連携を図りながら、早い情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

トビイロウンカにつきましては、やはりもう気がついたときには遅いというか、すごく被害がどんどん広がってしまうというふうに伺っておりますので、早目、早目に今活動していただいておりますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問であります。トビイロウンカの一般質問をした際に、3月の委員会の際には害虫防除支援事業としてジャンボタニシの防除に係る薬剤購入費の補助をすると伺ったんですけれども、こちらの補助に内容と現在の申請状況が分かれば教えてください。

○西村農林水産課長

それでは、ジャンボタニシの駆除を支援いたします補助事業である害虫防除支援事業

補助金の内容と、申請件数等について御説明いたします。

まず、ジャンボタニシの駆除を支援する補助事業である害虫防除支援事業の内容についてでございますが、本補助金は光市の基幹作物である水稻について、害虫防除の取組対策を支援することにより農業振興、農家の生産意欲の向上及び農地の維持を図るものであり、今年度、市内の農地に使用するジャンボタニシの防除対策用薬剤の購入費を2分の1以内で補助するものでございます。

次に、補助金の要件でございますが、市内に農地を所有し防除対策に取り組む農業法人や、地域内の2戸以上からなる生産農家等の団体が対象となります。使用する薬剤の有効成分等が分かる書類を提出してもらうことで、ジャンボタニシへ本当に効果があるのか確認しております。

このほか、さらなる効果を発現するため、田植え後の浅水の管理であったり、農地の移動前の農業機械の洗浄であったり、冬季の耕うん等、農林水産省のスクミリンゴガイ、いわゆるジャンボタニシの防除対策マニュアルというのがあるのですが、これに示されております防除対策にも同時に取り組むことを要件としております。

続きまして、申請の状況についてでございますが、4月末から先週までの間に4件の申請がありました。申請の内容といたしましては、対象地区は塩田、立野、小周防でトータルの防除面積が15.7ha、申請者の内訳でございますが、2件が法人、2件が任意団体となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

こちらのほうも害虫の防除対策ということで、進めていただいて光市の農家の方々をぜひ応援していただければと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○清水委員

こんにちは。まず、有害鳥獣対策についてお尋ねします。本会議でも同僚議員の質疑がありましたが、こちらサイドお教えてください。新しく有害鳥獣対策センターが創設されましたが、この創設されたということで、新たな取組、また今の取組の拡大や拡充が期待されるところでありますが、そういった取組、具体的な取組と今後期待できることをお教えてください。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

有害鳥獣対策について、今後の具体的な取組と今後期待されることについてお答え申し上げます。

まず、今後の取組ですが、一般質問でも部長が御答弁申し上げましたとおり、これまで進めてきた里山の整備による緩衝帯の設置、農地への防護柵設置の推進、徹底した誘引物の除去等をより一層強化推進するとともに、今年度からスタートするICTを活用したスマート捕獲や広範囲な農地を囲む防護柵の範囲拡大、集落診断の推進等を地域と一

体となった総合的な対策を展開していくこととしております。

次に、今後期待されることですが、本市の有害鳥獣対策は鳥獣の住みかとなる山と里を分離し、侵入を難しくすることや、耕作放棄地などの新たな隠れ家を作らない取組などを推進する生息地管理、誘引物となる収穫残渣、放任果樹、生ごみ等の適切な対応、農地への防護柵の設置及び追い払いなど鳥獣を呼び寄せないようにするとともに、安易に侵入されない環境づくりを推進する防護、そして捕獲隊等、狩猟者と連携を図りながら、猟銃や箱わな等による効果的な捕獲を推進する駆除、これら3つの取組を基本原則として進めております。このうち生息地管理と防護につきましては、特に被害が顕著であった大和地域において集落環境診断事業等を実施した成果もあり、集落営農法人である佐田や石城の里が集積する農地を中心に、適切な管理や防護柵の設置が進められており、効果が徐々に表れ始めております。

さらに今年度から法人東荷が加わることにより、塩田、東荷地域のうちイノシシ被害が特に顕著な山に近接する範囲において、集落営農法人との連携により生み出される、こうした防御網の拡大により大和地域の被害を軽減させるという目標に向けた、さらなる一步を踏み出すこととなり、これは同時に市内全域へこうした取組を進めていくための第一歩になるものと捉えております。さらに光市有害鳥獣対策センターの誕生により、これまで農林水産課長が務めておりました実施隊長を有害鳥獣対策センター長が担うこととなります。

今後は、捕獲隊及び猟友会と連携した有害鳥獣捕獲体制の確立を目指すなど、駆除についてもさらなる強化を図ってまいりたいと考えております。いずれにしましても、本市の安全と安心を確保するため地域の皆様のお力添えをいただくとともに、職員一丸となり全力で取り組んでまいります。

以上です。

○清水委員

ありがとうございます。今、今後の新たな取組と期待できることを教えていただいて今、課長おっしゃられたように有害鳥獣対策に向けての第一歩が、本当に強い一步が踏まれたなと思っております。

もう一点、ちょっと分かる範囲でいいので教えていただきたいんですが、この対策センターを捕獲隊とも連携ということなんですが、市の庁内ではセンターの中の担当の方が何名いるのか。また、捕獲隊の方と合わせると、大体何名ぐらいになるかお教えてください。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

市の担当部署の人数ですが、1名が補充されまして5名体制となっております。

捕獲隊ですが、3地区に分かれておまして西部隊4名、中部隊10名、東部隊5名、合わせて24名です。

○清水委員

対策センターを入れて全部で 24 ですね。ありがとうございます。

同僚委員の一般質問での答弁で令和 2 年度は有害鳥獣被害の報告は 2,003 件と伺いまして、平成 30 年と令和 1 年が 245 件ということだったので、報告の件数ですね、この件数は減っているものの、大変な被害件数でございます。今後の取組と期待できることを今伺いまして、非常にこれはいいんだと、期待できるなど。ぜひちょっとこれはしっかりとやっていただきたいんですが、やっぱり農家さんや地域住民の方の不安というのは計り知れません。ですので、もう今、課長がおっしゃられたような市と捕獲隊の皆様、そして地域の皆様そしてまた猟友会との連携もしていただき、これ長い戦いになることは予想されますが、継続してよろしく願いいたします。

そして、次に、交通弱者対策について質問いたします。

こちらにも新しく公共交通政策課が新設されまして、高齢化の進行とともに自宅から鉄道駅やバス停までの移動が難しくなる、いわゆる交通弱者が増加することへの対策、これは進んでいくと思われませんが、こちらにも同僚委員の質疑がありましたが、再度、具体的な取組と今後期待できることなど計画ありましたらお教えください。

○坪根公共交通政策課長

まず、今後の取組についてお答えをいたします。

委員御指摘のとおり高齢化の進行とともに、自宅から鉄道駅やバス停までの移動難しくなる、いわゆる交通弱者の増加が見込まれており、特に買い物や通院など生活のために移動手段の確保については、大きな課題として認識をしているところでございます。

一般質問でも部長が御答弁申し上げましたとおり、今年度策定する光市地域公共交通計画では、本市のまちづくりの方向性を踏まえた上で、現行計画の実績や評価を踏まえた、新たな施策展開が求められるものと考えており、交通弱者と呼ばれる方の移動の確保に向けた施策立案については、計画策定の過程の中で併せて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後期待されることについてでございますが、公共交通政策は、市民からの取組ニーズが高い分野であり、本市が目指す将来像である豊かな社会の実現に向けて第 3 次総合計画で取り組むべき重要課題の一つでございます。

現在、内部協議を積み重ねているところではございますが、今後、本市が有する様々な強みである民間活力、地域力、地域資源などの有機的な連携によりまして、本市に最適な地域公共交通の新しい姿をお示ししてまいりたいと考えております。

以上であります。

○清水委員

ありがとうございます。こちらにも新しく公共交通政策課が新設されたということで、この問題は本当にもう大変な問題でございます。もう今、課長がおっしゃったように交通弱者は自宅から駅、バス停までの移動ももちろんなんですが、買い物や通院、こちらの生活のための移動手段の確保、これも本当に大きな課題でございます。

私個人的な意見としては、もう 10 年後、15 年後ぐらいには自動運転の車が主流にな

ってくるんじゃないかなど。そうなったときには、この問題というのはもう自動で、ある地域からある地域までどんどん走っているよみたいなこともなると、大分、今の状況とは変わると思っております。ですので、これらの問題というのは、今解決しなければいけない、本当に直近の問題だと思っております。なので、10年後とかちょっと遠い先ではなく、今この対策が必要でございます。当局ももちろんそういった認識から、公共交通政策課が新設されたのだと思っておりますので、もうここはぜひ思い切った対策を早急に実施していただきたいと思っております。これは要望とさせていただきます。

最後に、先ほど同僚委員からも経済対策の件がありました。私も今回一般質問でも要望をさせていただいたんですが、市民と事業者の方への経済対策、飲食店をはじめ皆様本当に今大変な状況でございます。ぎりぎりの状況が続いていて、もう半ばあきらめられている事業者の方というのも増えてきております。ここは、本当に国や県にもしっかりと要望していただいて、早急に支援策を実施していただきたいです。市内の商店や企業がなくなると過疎化が一気に加速いたします。もう若者はどんどん本市から離れていきます。まちの元気がなくなりなすので、このことを再度強く要望して、私の質問、以上で終わります。

○田邊委員

どうぞお願いします。小規模企業振興基本法、これは平成26年に通常国会で成立施行されて、いわゆる小規模企業というのは従業員5人以下が、これは国・自治体が支援を責務として明確化すると。中小企業の役割が大きくこれは見直されてきているために、この法律が成立したと。これによって地域雇用を生み出し、資金が循環する地域循環型経済この実現、そして小企業、家族経営の役割を正當に国が強化するということで法律が施行されたと。そういったことで、この小規模企業振興条例の制定についてお伺いしたいと。

この小規模企業振興条例を制定しているこの近隣市の例など、こういったものがあるのかないのか、当局にお聞きしたいと。

○萬治商工観光課長

小規模企業振興条例でございますが、近隣の例を見ますと、小規模企業に限定した条例ではなくて、中小企業振興の条例を制定しているところが多く見られます。中小企業者には小規模企業者も含まれますので、先に中小企業振興の条例を制定していた場合に、後から、先ほど平成26年の法制度と言われましたが、別に小規模企業振興に限定した条例を制定しなかったからだと考えられます。

条例の中身としましては、中小企業振興の基本的な方針とか、施策の方向性とか自治体の責務等々、理念的な事項を中心として規定しておりますが、県内の近隣で言いますと、県内の市では5市ほど中小企業振興基本条例という形で制定しております。この5つのうち1市は中小企業と小規模企業振興を並列した条例名で制定しております。

以上でございます。

○田邊委員

自治体の責務として中小企業、これを大きく見直して地域の雇用を正當に評価するところ、山口県内では5市ほどこういった条例として制定しているというのを、今、伺いました。そして、私が言うのはこの小規模企業振興条例は同じようなものなんですけど、これを光市が制定した場合の効果、またこの小規模企業振興条例の目的は、当局を把握しているのかどうかというところをお聞きしたい。

○萬治商工観光課長

まず、この条例制定による効果ですが、先ほど申し上げましたように、この条例は理念的な事項を定めておりますので、項目で言いますと自治体の責務とか中小企業者の役割とか、市民の理解・協力などを定めております。これらを周知する宣言的な効果はあるのかなとは考えております。

それから、この目的等でございますが、先ほど委員が言われましたように小規模企業振興基本法を、これに定める基本原則にのっとりまして、この条例は作られていると認識しております。

以上でございます。

○田邊委員

先ほどの答弁で山口県内でも5市ほどはそういった理念条例ではあるが、やっているところ、この光市においては小規模企業振興条例に向けての研究などは、その当局は行っているのでしょうか。

○萬治商工観光課長

研究ということでございますが、今、お答えしたような近隣市の状況とか、その基となる法律とか、その辺を調べたり読み込んだりという範囲でございますが、そういうことをしております。

以上でございます。

○田邊委員

研究は日々やっているというところ理解しますが、これを光市は必要性があるかどうか、理念条例であるんですけど、そこをお願いしたいと。

○萬治商工観光課長

先ほどからの繰り返しになりますが、条例では中小企業・小規模企業の振興についての基本的な理念とか、方針等を規定しております。本市では「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」でありますとか、第2次総合計画におきましても、重点プロジェクトの中で「さかえる光！活力を生み出す雇用・創業応援プロジェクト」も立てておりますので、こういったことで中小企業、小規模企業の振興に対する市の考え、方向性というのは示すことができ、今も示していると考えております。第3次総合計画も策定中ですが、

これにおきましても企業振興の記載は、きちんと整理をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

光市では条例では定めてはないけど、各種計画を行っているというところの理解はできましたけど。これが理念条例であれば、コロナ禍での企業支援に最終的には生かされたのではないかとこのところが私の本心なんですけど、その辺りはどうなんですか。

○萬治商工観光課長

確かに本市にはこういった条例はございませんけども、令和2年3月のコロナ対応の特別融資の創設から始まりまして、事業継続支援給付金・応援給付金、それから飲食キャッシュバック、地域経済活性化商品券、そして今準備を進めておりますが、市民生活・地域経済応援商品券発行事業など、具体的な事業については実施をしてまいりましたので、振興条例が理念的な事項を中心とした条例ということもあり、条例のあるなしというのが実際のコロナ対策の事業実施においては影響はしなかったと考えております。

以上でございます。

○委員長

田邊委員、まだ質問は続きますね。

○田邊委員

最後に、まあ。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

執行部の大体の考え方は分かりました。小規模企業振興条例については、国・自治体が支援を責務として明確化するということと。この地域で雇用を生み出し、資金が循環する地域循環型経済の実現、小企業家族経営の役割を正當に評価するという点で、今後も執行部においては研究課題としてお願いしたいということを伝えまして終わります。

○大田委員

梅雨の合間の晴れ間でございますが、今、梅雨時期でこれまで危険ため池などについても対策などいろいろお聞きしておりましたが、現在、どのような危険ため池対策をしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○西村農林水産課長

危険ため池を含めた農業用ため池全般について、梅雨時期の対策ということでお答え

を申し上げます。

まず、5月の中旬ごろに1,000トン以上の農業ため池につきましては、堤防敷の刈払いを行い、保守点検が容易にできる状態にすることや、ため池の余水吐の機能を阻害するものは撤去すること、漏水量の多いもの、堤体の影響及び異常が認められるものは補修工事や貯水制限等を行うことなど、ため池管理の留意点をまとめました文書をため池管理者の方に送付いたしまして、啓発を図っております。

また、これに加えまして5月の下旬頃、防災重点農業用ため池のうち、防災工事を早期に実施する必要がある8か所のため池につきまして、ため池管理者、県・市及び専門家が一同に会し、ため池パトロールを実施しております。この際、堤体や洪水吐、取水施設等を現地で確認し、その状態を把握するなど定期的な安全対策を図っているものでございます。また、こうした機会を通じ、安全にかかる認識を再確認の上からも必要な留意事項等について、ため池管理者へ周知・徹底を図っております。

それと、危険ため池と定義されているものが、宮ノ尾1号ため池のみになるんですが、これにつきましては、警報時など、職員がため池の状態を確認することにより、堤体決壊等につながらないように安全対策を図っているところでございます。

そのほか、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第1項に基づきまして、県が年次的に立ち入り調査を実施して、本市の全てのため池を対象として実態調査を行うことにより、安全対策を図っているものでございます。

以上でございます。

○大田委員

1,000トン以上は刈払いしたとか、管理者に周知するとか県が立ち入り調査をして対策を取っているということでございます。そういうふうないろいろな対策を取られても、自然災害でございますので、十分そこのところは注視しながら見守って、農業用ため池が決壊しないように、十分注意していってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今ちょっと言葉に出ましたように、防災重点農業用ため池、また特定農業用ため池、防災重点ため池と3つの農業用のため池の名称があるんですが、その防災重点農業用ため池、特定農業用ため池、防災重点ため池のその違いというのは、どういうものなのかちょっと教えてもらいたいんですが。

○西村農林水産課長

防災重点農業用ため池、特定農業用ため池、防災重点ため池、この3つの違いについてお答え申し上げます。

従来からあります防災重点ため池、これに加え新たな法が施行されまして、特定農業用ため池と防災重点農業用ため池が追加されているという状況でございます。

まず、特定農業用ため池でございますが、これは令和元年に施行されました農業用ため池の管理及び保全に関する法律、この第7条1項に基づきまして県が指定するものでございます。ため池から家屋、公共施設等までの距離及び貯水量に応じ設定された基準

を満たし、国または地方公共団体が所有する農業用ため池を除いたものとされており
ます。

本市には市所有の農業用ため池はございませんので、特定農業用ため池と防災重点た
め池は同一ということになります。

次に、防災重点農業用ため池でございますが、こちらは防災重点農業用ため池に係る
防災工事等の推進に関する特別措置法の第3条に基づき策定された基本指針、これによ
れば防災重点農業用ため池と特定農業用ため池の指定要件は同じものとされております
ので、防災重点農業用ため池と特定農業用ため池は、根拠となる法律が異なるだけで、
同じたため池ということになります。

以上より、本市においては防災重点ため池、特定農業用ため池、防災重点農業用ため
池は全て同一のため池ということになります。

以上でございます。

○大田委員

まあ、ただ呼び方が違うんであって、大体同じものであるというような、分かりまし
た。そしたら、そうすると防災重点ため池等の3つのため池について指定解除をしたい
と思ったときに、指定解除ができるのか。でも、絶対だめよということになったとき
には、指定解除に向けた方法とか何かあるんですか。

○西村農林水産課長

防災重点農業用ため池の指定を解除する方法についてお答え申し上げます。

防災重点農業用ため池の指定を解除するための条件ですが、これは基本指針の方に書
かれておりますが、まず、浸水区域に住宅等がなくなった場合、例えば家屋が移転した
ことなどによって、もう堤体決壊しても被害を受ける家がない状況が該当します。また、
廃止工事を実施した場合、つまり、ため池としての機能を喪失している状況もが該当し
ます。

このように防災重点農業用ため池の指定要件に該当しなくなる、つまり、堤体決壊に
よる被害発生の可能性がなくなったものに限り、指定解除を行うことが可能となります。
ですから、防災工事を仮に行って、それが改修工事であって、今後も継続して使って
いく場合は、農業用ため池の指定解除にはつながりません。

以上でございます。

○大田委員

下に家屋がないとかいうんで、その解除ができるかも分からんが、ほかのことに関し
てはなかなか解除できないような答弁であったと思います。できるだけ危険ため池がな
いようお願いするわけでありますので、よろしく願いいたします。

また、この4月から新しく公共交通政策課が発足されました。今、同僚委員からコミ
ュニティ地域における軽四の使用とか、自宅から公共交通のところに行くところの政策
とか、バリアフリーバスとかいう商工観光課から引き継いだことは、今お聞きしたんで

分かったんですが、新しくせつかく公共交通政策課ができたので、新しい姿とは何かを調べるとかいうのを、ちらっと課長のほうからお聞きしたんですが、どのような業務をこれから行っていこうとするのか、新しい姿とかいうのは、どのような姿を求めていかれるのか、お教え願いたいと思っております。

○坪根公共交通政策課長

委員からは、公共交通政策課の新しい姿ということで、今、御質問をいただきました。今年度、地域公共交通計画を策定することとしておりまして、その策定の中で、今、委員より御指摘のありました新たな政策等を検討していくこととなります。

現在、専門業者であるコンサルタントに業務委託の業者選定を着手しているところでありまして、それが決定した後はその業者からの提案、また市民へのアンケート調査、各事業所へのヒアリング、あと市内にある高校とかそういった利用者の方へのアンケート等を踏まえまして、新たなニーズを整理し、政策立案につなげてまいりたいと考えております。

現状では、まだ、協議等を開催しておりませんので、具体的なことを現時点でお示しすることは困難でございますが、そういった手法を用いまして年内に整理をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○大田委員

コンサルタントを雇って、アンケートなんかをして新しい公共交通網機構を今から考えていこうというふうにお聞きしたんですが、まあ、そういうふうな内容も大事ですが、実際に今、公共交通網という今まで出ておる政策に対して、いろんなことに対して実際に重点的にこれはどうか、これをやりましょうとかいうようなことへの考えはお持ちでありますか。

○坪根公共交通政策課長

計画を作る上での課題をどのように捉えているかというような御質問と思いますが、現在、私どもの新設された公共交通政策課では、主に5つの業務を担当しております。

まず、1つが先ほど来から委員から御指摘のありました公共交通計画を策定し、新たな施策を展開すること。これが、まず私どもの大きなミッションの一つであるというふうに考えております。

2つ目が、先ほどもお話がありましたが、光地域と大和地域を結ぶ光市営バスの運行、こちらを今、実施をしております。

3つ目が、先ほども御指摘がありましたが、伊保木地区で導入されているコミュニティ交通事業の導入支援をしていくこと。

4つ目が、現在、離島の牛島と本土を結ぶ「うしま丸」を運行しております牛島開運有限会社、こちらの運行支援。

そして最後に、市内の公共交通の利便性を確保するために、市内の民間の交通事業者

と運行ダイヤ等の協議・調整を行っております。

以上、5つの事業につきまして、それぞれ市民の方からの声、アンケート調査も踏まえて実施いたしますが、その中で改めて課題については整理をしまいたいと考えております。現時点では、具体的な政策についてはお答えすることが困難でございますが、アンケート調査を踏まえて、今の5つの事業について再整理をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

5つの政策を持ってあると、私としてはもう一つ付け加えてほしいんですね。同僚委員が言いよった、家から公共交通のバス停やら駅に行くのが遠いから、足がないから不便であると。それをもう一つ加えて、一緒に政策課題に取り組んでいって解決してもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、観光事業が、このコロナウイルスによって事業をしたくても事業ができなかったと思っております。そうすると、コロナが収まったら、今後どのようなキャンペーンとか事業とかいうのが、積極的に行ってほしいと思うわけですが、そのところどのように考えておられるか、お伺いします。

○萬治商工観光課長

観光のお尋ねでございます。

先般、今年も昨年に引き続き海水浴場も開設しないということも発表しましたけれども、いつコロナが終息するかという見通しは、立てにくい面もあり、また、コロナが完全になくなるということはないとは思いますが、コロナの影響を受けながらも実施できるようなもの、例えば、昨年度で言いましたら光市、周南市、下松市でスタンプラリーを3市協力して行いましたので、今年度につきましても、このスタンプラリーを予定しております。

それから、冬になりますと「梅まつり」という大きい祭りもありますが、昨年度はこれを行うことができませんでした。こちらのほうも「祭り」という看板は掲げませんでしたが、多くの方が梅を見に来られましたので、こういった祭りも完全にコロナが終息していなくても、感染対策等を取りながらお客様を迎える体制というのは整えて、実施をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

まあ、それはそういうふうなスタンプラリーとかやるよと言われたんですが、私は観光事業というのは、他の市町の方が光市に来て金を落としてくれる、その事業じゃろうと、それを観光に持って行って、いかに光市に金を落としてもらえようような観光事業を組んでもらいたいと思っております。光市に金を落としてもらおうと、それだけ光市が裕福になるわけでございますから、そのための観光事業ちゅうのがあるんじゃないか

と思っておりますので、ぜひともそのような事業を新しく組んでやってもらいたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それで終わります。

○仲山委員

一般質問で取り上げました栽培漁業センター水槽跡地の公募型プロポーザル方式による売却について、補足的に質問させていただきます。

このたびの募集での条件の変更により、目指す施設の在り方が変わるわけではないことは一般質問の答弁で確認させていただきました。しかし変更した条件のために、目指す効果につながらないような結果になってしまわないか心配しております。

特に気がかりなのは、求められる5つの施設機能の条件、1つ目が地元産海産物販売機能、2番目が飲食機能、3番目が海産物加工機能、4番目が海産物加工販売機能、そして5番目が交流情報発信機能となっております。このうち飲食機能が必須でなくなっている点が気になる点なんですけども、この飲食機能と必須ではないものの交流情報発信機能は、この施設が賑わいを生む鍵となるものと考えますが、この施設の機能と効果についての考えと、実現に向けた方針についてお伺いします。

○西村農林水産課長

それでは、再公募に当たる必須機能を変更したことに対する、効果等についてお答え申し上げます。

求める必須機能の変更は、要件を緩和することにより基本コンセプト等は維持しつつ、事業者の参入しやすいようにするため、公募条件の見直しを行っているものでございます。委員御承知のとおり、今回、必須機能として残すことといたしました地元産海産物販売機能でございますが、地産地消の推進はもとより、地元の漁業協同組合が取り組む喫緊の課題解決にもつながる水揚げした鮮魚の販路確保という目的もございまして、本市が目指す「光の海を感じる賑わいの場づくり」に欠かせないものと考えております。

一方で、飲食機能につきましては、賑わいの創出という観点においては導入が望まれるものであることから、審査において加点を行うことで積極的な提案を促すことや、施設機能のうち一部の機能においては、契約者以外の事業者により実施できるようにすることを公募条件に明記するなど、より提案がされやすくなるような工夫も行ってございますが、委員が御懸念されますように、現行の要件では確かに飲食機能が採用されないケースも十分想定されると考えております。

しかしながら、委員御承知のとおり、室積のこの一帯には飲食店のみならず、その他地域の賑わいを高める可能性を持った数多くの価値ある地域資源があふれております。ここで仮に飲食機能なしで事業が進められることとなった場合を少し想像してみてください。栽培漁業センターの売却跡地に昨年開催された漁協の朝市をイメージするような、活気あふれる拠点施設が整備され、多くの人々でにぎわうことになるでしょう。

これを皮切りに、賑わいの輪はこの拠点を中心に一気に拡大をはじめ、そしてこの一帯にもともとある価値の高い地域資源がこれらと融合あるいは相互に価値を高めあいな

がら、さらなる拡大を続けていくのではないのでしょうか。

加えて、こうした賑わいの高まりによって、この地域の魅力に引きつけられた多くの方々がこの地を訪れ、あるいは新たな地域資源を誕生させるなど、この地域に秘められた潜在的な能力が次々と発揮され、この地域一帯がとても魅力的な場所へと変化していくのではないのでしょうか。

今回の公募型プロポーザルが仮に飲食機能なしで進むこととなったとしても、必須となる地元産海産物販売機能を中心とした、このまちらしい賑わいの姿が作られていくものと思われますので、何の問題もないのではないかと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

おっしゃったとおりこの施設のみで賑わいが生まれるものではないということ、まさにそのとおりだと思います。今後ともできるだけこの条件で上げていただいた5つの機能のうち、特に私が期待をしているのは交流情報発信機能、そういったものも含めて実現されるように働きかけ、あるいは関係者の調整等に努めていただければと思います。

それから、今おっしゃいました、これは市内全域、どこでも関係することだと思いませんけれども、新しく店を出すないしは起業をするといったような場合、あるいは今までやっていることを拡充する、もしくは業務を広げるそういったようなことが行われるときに、ぜひともしっかりと支援策をつなげてあげるような努力をしていただければと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第42号 市道路線の認定について

説 明： 邊見監理課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

今、説明を受けて地図を見てみますと、27.5mで幅が4.5m、行き止まりのように感じるんですが間違いないですか。

○邊見監理課長

間違いありません。

○大田委員

となると、Uターンのする場所がないように思うんですが、それでも4.5mあるから市道に認定できると。

○邊見監理課長

光市道認定要綱第6条第2号には、袋状の道路である場合において、道路の幅員が4m以上6m未満であるときには、35m以内の区間ごと及び終端に自動車の転回広場が設けられていることとしておりますが、今回の路線は幅員4.5m、延長27.5mであり、本市のこれまで取扱いとしては、延長が35m以下であることから転回広場の設置は必要ないという運用をこれまでしており、市道認定の条件を満たしているものと考えています。以上でございます。

○大田委員

30m以内じゃから、行き止まりだから、回転がなくてもよいと、そういうふうに拡大解釈されたわけですね。

○邊見監理課長

これまでもそのような取扱いをしております。以上でございます。

○大田委員

そういう拡大解釈されてるんだから、それで済ますと言うてるんだから、もうそれ以上言うても。

○田邊委員

今、言われる、その27.5の先はいわゆる法定外公共物という感覚でいいんですか。

○邊見監理課長

こちらは崖というか、ここで土地が終わっておりまして、下に向けて崖地になっており、段差があります。以上でございます。

○田邊委員

だから、そこは法定外の公共物なのかというところなんですけど。

○邊見監理課長

崖地の部分につきましては民地でございますが、その下の部分のところは枝虫川でございます。こちらにつきましては光市の普通河川、法定外公共物です。以上でございます。

○田邊委員
青線ですか。

○邊見監理課長
河川法でいうところの河川ではありませんが、光市においては法定外公共物の普通河川という扱いをしております。
以上でございます。

○田邊委員
だから、今言う光市の土地なのか、どうかというところなんじゃけど、どういうところなんですか、ここは。

○邊見監理課長
こちらは、過去には国有のものでしたが、光市が譲与受けておりますので、光市が管理する法定外公共物という認識です。

○田邊委員
そこを何か利用して、反転場を作るとかそういった考えはなかったのですか。

○邊見監理課長
先ほど申し上げましたが、段差がありますので地形的に困難でございます。

○委員長
ちょっと確認ですが、段差の部分はさっき民地という表現がありましたね。

○邊見監理課長
崖地につきましては民地が多少あります。下り勾配になっております。この宅地の端のところから枝虫川にかけては、下り勾配のコンクリート擁壁がありまして、かなりの高低差があります。
以上です。

○委員長
そこは、民地で民間の擁壁があるという理解でよろしいんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○邊見監理課長
すみません、一部訂正をいたします。擁壁の一部には市が取得した部分もありますが、民間の土地のほうにも擁壁ができておりますので、そういう民地、市有地が擁壁の中で

混在しております。

以上でございます。

○大田委員

今、民地と公共施設が混在していると言われたが、これはどういうふうに混在しているんですか。

○邊見監理課長

民地があって市道があって民地があるような土地が並んでおりますが、そのいずれの部分にも崖があるということでございます。だから、その部分につきましては明白に分かれますけれども、民地の部分もあれば市の部分もあるということでございます。

○大田委員

だから、民地の部分と市有地の部分があると言われたんじやが、そのところをはっきりせんにゃ、ここは民地よ、ここは市有地よと勝手な判断でするんですか。

○邊見監理課長

地籍図上は明確に区分されております。ただその部分の表現が崖なのか平地なのかというのは図面でははっきりをしておりませんが、現地に行けば明確に分かるようになっているかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

分からん人に説明するのに、現地見にいかんにゃ分かりませんよって、そういう答弁はないです。

○邊見監理課長

現地の状況が擁壁のある高い所の土地なので、そのあたりにつきましては、なかなか御説明は難しいかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

いやだから、民地と市有地がはっきり分からないわけでしょ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○邊見監理課長

市道の土地がありますが、その市道の土地が途中で平地が終わって、そこから法面になっております。その法面の上端から下までが崖というか擁壁になっておりますが、そ

の部分が市の土地になります。残りの土地も、民間の土地も、平地があって崖が、法面がありますが、その上端までが利用できる土地で、そこからが法の民地の所有部分になります。

以上でございます。

○大田委員

信じられない答弁なんだけど。要するに一体化している土地で、擁壁で真ん中だけが市有地です、民地ですよという、今の答弁ではそういうふうになるんです。

○邊見監理課長

委員仰せのとおりです。

○大田委員

どうしてもそれを主張されるんじゃないけど、ちょっと一般の人じゃ考えられん分け方ですよ。そこで、ちゃんとはっきり区分されている。擁壁が分かれちよるんじゃないたら分かるわけです。そこで仕切られちよるんじゃないたら分かるんですが、一体かされちよるんで、そこでここから民地ですよ、ここから公共物、またここから民地ですよ、ちょっと考えられんことなんです。

○酒向建設部長

委員仰せのとおり、一体化というところはございますけども、官民境界が明確に分かるように、現地には当然杭も入っており、誰が見てもそこが境界と確認できるようになっております。ただ、今お示ししております市道認定の図面では分かりづらいところがありますけれども、現地、あと法務局等の図面はちゃんとしたものがございますので、現地での間違いというのはないと思います。

以上でございます。

○大田委員

それは杭で分かれているのは。もし、災害が起きたときにはどうするんですか。

○酒向建設部長

災害が起きたときの対応ということのお尋ねだと思います。災害が起きたときの対応といたしましては原形復旧が基本になりますが、現地境界等が分からない場合は、現地の境界は復旧はいたします。

以上でございます。

○大田委員

よう答弁がはっきり理解し難かったんじやが、要するにその部分だけが市有地ちゅうことね。それ以外は同じ物体であっても違うという理解していいわけね。

そうなる、その車止めは市がやるということですね。

○邊見監理課長

市のほうになります。そこまで市道認定したということになりますので、道路の部分については市の管理になります。

以上でございます。

○委員長

大田委員は、車止めを市が設置するのかという質問だったと思いますが、そこは答えられますか。

○邊見監理課長

もう設置してあると思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

報告：①令和3年度の山口県関係事業について (報告)

説 明：邊見監理課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

12番の光井島田線、これずっと続いている工事なんですが、まだこれ工事が今年度が5,000万円と言っちゃるが、まだ続くんですか。今年度で終わりなんですか。

○邊見監理課長

今年度500万円の事業でございますが、まだ当分続くかと思えます。

○大田委員

市のほうからも要望して、できるだけ早く回復するようにお願いしたいと思えます。あと少しですから。

○早稲田委員

17番の川園線のところですけども、前回ちょっと一般質問でも聞いたんですけども、令和3年度の予算書の中にも道路用地購入費とか書いてあったんですけども、そういったことと関係があるのかということと、工事の内容と進捗を県から聞いていることがありましたらお願いします。

○邊見監理課長

お尋ねの川園線の整備事業は、資料1ページの5番と17番に掲載しておりますが、本年度は木園1丁目の交差点のところから大方踏切を挟んで反対側の北側の交差点までの区間等において、本市が保有する道路用地9筆を山口県が取得するための用地補償費や民間の土地建物についての用地補償費がここに計上をされています。

お尋ねの一般会計歳出の関係ですが、令和3年度一般会計予算の歳出のところにある道路新設改良費の用地購入費は1,000万程度ですが、これは県に売却しようとする土地のうち2筆が光市土地開発基金の保有する土地でありますことから、一旦、一般会計で買戻しを行い、これとは別に建設部が保有しております行税財産の土地7筆と併せて県に同じに売却するものでございます。

それから、次に2点目の、今後の状況ですが、県からは用地交渉は進めているものの、現時点ではまだ全ての地権者の了解を得られているという段階に至っておらず、まだ当分かかるように聞いております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。なかなか用地の購入は大変だと思いますけれども、また情報がありましたら教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

その他

○清水委員

こんにちは。これからの時期、雑草がどんどん伸びてまいります。市道沿いや市が管轄している場所の草刈りを実施していかれることと思いますが、その今後の計画をまずお教えてください。

○山本道路河川課長

今後の市道の草刈りの計画でございます。市民生活に密接な市道などの草刈りは、地元自治会や利用者の方々をお願いしておるところでございますが、市道高尾鍋倉線や立野浅江線などは、市が業務委託を行い、7月から8月頃に草刈りを予定しております。

また、旧大和町の地域におきましては、地元の自治会に草刈りなどの維持管理を委託しており、各自治会では2回程度実施されることと思っております。

以上でございます。

○清水委員

もう少し詳しい場所を教えてくださいたいです。お願いします。

○山本道路河川課長

市が草刈りを行う市道のうち、主要な路線を申し上げさせていただきますと、先ほど

申しました高尾鍋倉線、立野浅江線、そのほかに茶臼山展望台線、千坊スポーツ公園線、千坊五軒屋線でございます。

以上でございます。

○清水委員

農道はどこが草刈りをするのでしょうか。お願いします。

○山本道路河川課長

農道のうち、市が草刈りを行う路線でございますが、周南広域農道、ふるさと農道、大和農免農道の3路線でございます。

以上でございます。

○清水委員

今の3路線は、市のほうで草刈りをするという認識でしょうか。

○山本道路河川課長

そのとおりでございます。業務委託を行いまして、市のほうで草を刈らせていただきます。

以上でございます。

○清水委員

はい、承知しました。この草刈り、先ほど課長からも地元自治体、基本的には地元自治体でやっていってもらおうということなんですが、なかなか目の前の道路市道沿いとか高齢者の方とか、体が不自由な方とかなかなか刈れないという声も、私よく聞きます。それで、そういった主要な幹線以外とか、今後ちょっとこまめにとというか、できる範囲でそういったところもやっていただきたいと思うんですが、そういったことってというのは、なかなか考えられないのでしょうか。

○山本道路河川課長

市道は市内に356km程度ございます。これを市のほうで全て草を刈るというのは困難な状況でございますので、市民の皆様方の御協力をいただきながら、適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。それはもうさすがに難しいなとは思っております。ただ、やっぱり場所に地域によっては、今の時期、私も先週ぐらいにちょっと市民の方に呼ばれて見に行ったところは、もう草が田んぼのちょっと周り近くなんですが、マムシがすごく出ると。子供たちも通る道だからというので地元の方たちで刈るんですが、なかなか刈りにくい

法面だったりとかそういったところもあるので、例えばそういった害虫というか、マムシとかがよく出るよとか、そういったところとかはできる範囲でやっていっていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○西崎委員

今の清水委員の関連質問でございますけど。

○委員長

西崎委員、あまり関連質問といういい方はあまりこの委員会ではしませんので、独自のということで質問してください。

○西崎委員

それじゃあ独自の質問ということで。

従来、市道わきの草はその隣接する民地の所有者がやるようになっている。しかもこれは法的な根拠はなしにお願いなんですという説明は部長のほうからも受けておるんですけど、実は高齢になった加減かどうか知らないけれども、二、三年やらなくなった人がいるんで、私この間やりかけたら、反対に怒られたんです。どういう理由かというところ刈った草が畑に入ると困る、野菜の出荷に困るといふんです。私、ほとんど弱っているんですけども、どうか市道の総延長長いんですけど、パトロールをしてもらって、夏場に。これは景観上すごいことになっているという箇所があれば、ひとつ隣接する民地の所有者がやるんだということじゃなしに、市のほうで間に入って、市がやるなり、所有者に勧告をしてもらいたい。このお願いでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○早稲田委員

令和3年度新規事業には載っていたんですけど、市道舗装メンテナンス事業と書いてありまして、そのメンテナンス事業の内容と進捗状況についてお聞かせください。

○山本道路河川課長

市道舗装メンテナンス事業でございます。この事業は、緊急輸送道路や交通量の多い市道を中心に舗装の改修を計画的に実施しようとするものでございます。令和3年度は道路舗装面の路面性状調査や市道花園島田線などの舗装の改修工事を予定しておるところでございます。

進捗状況でございますが、路面性状調査業務委託は本日、6月22日に入札が行われております。舗装改修工事は発注に向け事務作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

今年度まだ、そんなに時間がたっていないので、そのような状態かなということで理

業調査につきましては、業者を決定いたしまして契約を締結し、第1回目の協議を済ませたところでございます。

次に、今年度と来年度にかけて拠点整備の基本的な設計図面などを作成する基本設計につきましては、2つに分けてコンサルタント会社に委託をすることとしております。

まず、駅舎を含む南北自由通路の基本設計につきましては、鉄道事業地内に設置する構築物であり、鉄道事業者との密接な協議、調整が必要不可欠でありますことから、鉄道事業者の関連業者でもあり、鉄道事業に精通したコンサルタント会社との随意契約による契約の締結に向けた準備をしているところでございます。

一方、南・北の両駅前広場の基本設計につきましては、主要交通結節点である光駅に求められる機能や利用動線など、こうしたものを踏まえつつ、展望デッキ、それから南口の駅前広場、設計の対象ではありませんが交流広場、こうしたものの一体的な活用或いはデザインといったものを検討する必要があります。高度な技術や専門性に加え創意工夫の余地が少なくないことから、技術提案を求める公募型プロポーザル方式によりコンサルタント会社を特定し、こちらも現在、契約の締結に向け準備をしているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○早稲田委員

なかなか形になるまでに時間がかかることなので大変ですけど、測量とボーリング調査が終わっているということは伺いましてちょっと安心しました。市民の方になんか聞かせるのかとか聞かれることがありますので、はい、お伝えできればと思います。

あと2つ質問があります。そのうちの1つは、虹ヶ丘公園防災安全対策事業なんですけど、ちょっとブルーシートとかがまだかかっているあたりなんですけど、今度どんなふうになるのか、あと進捗状況を聞かせてください。

○松並都市政策課長

虹ヶ丘公園の法面の防災安全対策についてでございます。当地は平成30年7月豪雨で一部の法面が被災をいたしまして、翌年にかけて災害復旧を行ったところですが、被災しなかった部分につきましても同様の恐れがあるということから、公園を守るため、そして公園利用者の安全・安心のため、さらに周辺への被害を防ぐために対策を行うことと、昨年度、調査と設計を行いまして、今年度から3か年をかけて対策を行うこととしております。

今年度は、委員おっしゃられました、現在ブルーシートで養生しておりますところ、あのあたり延長約106m区間につきまして、吹付けコンクリート法枠を整備することとしております。

進捗状況といたしましては、一般競争入札の公告を昨日したところでございまして、業者が決まり次第、現地入って工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

ブルーシートがかかっているのですが、ずっと気になっておりまして、早くそのコンクリート法面ができたらいいなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

最後の質問です。市営住宅計画的用途廃止というのがまだ掲載されていたんですけど、市営住宅の現在の解体の状況はいかがでしょうか。

○沖本建築住宅課長

本年度の市営住宅の解体の進捗状況でございます。今年度は光市営住宅等長寿命化計画で用途廃止と指定しております南潮浜住宅と東戸仲住宅の解体工事を行ってまいります。南潮浜住宅に関しましては現在4棟ほどございますが、移転等により空きました2棟を解体をしてまいります。東戸仲住宅に関しましては全棟3棟ございますが、こちらを解体をしてまいります。

現在の進捗状況につきましては、解体設計に当たりまして現地調査を行っておる段階でございます。第2四半期後半には工事を発注したいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

第2四半期後半に工事に取りかかるということによろしいですか。はい、分かりました。

私の質問は以上です。

○西崎委員

赤線維持管理支援事業についてお尋ねをいたします。実は、私の住んでいる西ノ庄地区で3.5mぐらいの幅と思うんですが、市道認定には至らず赤線があるんです。従来、自治会でこの事業を利用してやっておったのは、どうも木材を使ったりして、もう10年ぐらいで腐って、崖の上の土砂が下の団地にどんどん落ちる。またこれ、どうにかしてくれと言ってきたので、市のほうにも二、三回話をしたんですけど、一応、この支援事業を使って、1自治会が1年間に材料費が10万円プラス対工事費に10万円ということでやろうとしておるんですけど、いかんせん素人で、どういう資材、部材を使ってやったら安くていいもの、耐久性があるものができるかとか、今、木材の朽ち果てたのをどういう方法でこれ搬出したらいいのか、その辺分からないんですけど、市のほうでその辺の協議においていただけますか。

○山本道路河川課長

材料支給制度等に関する御質問でございます。市のほうにお話をいただけますと、職員が出向くなりして御相談に乗れるかとは思っておりますので、一度、個別に御相談していただければと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

分かりました。了解しました。

○田邊委員

どうもすいません。ちょっと少し長くなるんでお願いします。

一般質問の続きなんですけど、西の河原川についてなんですけど、河口部のいわゆる砂浜の堆積、この豪雨時の土砂堆積を助長しているのかどうかというのは、当局はどう考えてるかというところをお願いします。

○山本道路河川課長

西の河原川の河口部に川からの水の流れを止めるような砂や土砂の堆積等があれば、ここで川の水の流速が低下し、土砂が沈むことにより土砂の堆積を助長することも考えられるところがございますが、このようなことが発生しないよう河川管理者である県が維持管理を行っており、市のほうからも適切な維持管理を県のほうにお願いしているところがございます。

以上でございます。

○田邊委員

そこは分かりました。県にそしたらしゅんせつを要望していくということなんですけど、その西の河原川の河川の流下断面積を少なくし、越水の原因となるのではないかと、いうところが問題なんですけど、その越水の原因になるかならないかというところはどうかなんです。

○山本道路河川課長

越水の原因とならないように状況を注視しながら、県により維持管理がなされていると考えております。状況によりましては、市から県に要望を行っているところがございます。

以上でございます。

○田邊委員

これも県にその状況を見て要望していくということですね。

それなら、今は天気予報が結構正確に当たるんで、豪雨が予想されるときは、あらかじめその河口部の砂浜の土砂をそういったものが除去してもらおうというところ、これはできるものなのかなというところなんですけど、そのあたりはどうです。

○山本道路河川課長

特に豪雨に備えて除去するというわけではございませんが、豪雨に備えて河川内の水の流れを阻害するような土砂の堆積については、しゅんせつ等を県が適切に行っていると考えております。繰り返しにはなりますが、現状を見ながら、必要であれば市から県

に要望をしているところでございます。
以上でございます。

○田邊委員

現在、この河口部の砂の堆積状況を市は把握しておりますか。

○山本道路河川課長

現在、委員が御質問をなされたような水の流れを阻害するような、また、水の流れを阻害し、越水の要因になるような堆積はないものと認識しております。
以上でございます。

○田邊委員

水の流れはどれぐらいの速度とかあるんですか。

○山本道路河川課長

水の流れの速度と言っても具体的に数字では表せませんが、潮の満ち引きもございませぬが、通常の流れを維持していると考えております。
以上でございます。

○田邊委員

そんなら通常、確認はどれぐらい定期的にやっていますか。

○山本道路河川課長

具体的に年何回とか月何回とかというのはありませんが、現場に出たりするときには、目視によるパトロールをするようには心がけております。
以上でございます。

○田邊委員

分かりました。こういうのは公務なんですけど、そういった目視によるパトロールとかチェックするとか、そういったものはちゃんとした記録が残っていますか。

○山本道路河川課長

西の河原川に関しまして、そういった記録は残してはおりません。特に苦情とかそういうものが入れば、記録としては残しておりますが、パトロールの記録としては残していない状況でございます。

○田邊委員

どうせ仕事をするんですから、そういった確認したと、その海では良好であるとか、そういうようなものを残してもいいと思うんですけど。西の河原川はこのあたりにしま

すけど、次、川口水門。

川口水門、平成30年の7月豪雨の際には、開いたままだったのか閉じていたのかというところをお願いします。

○山本道路河川課長

平成30年7月豪雨の際は、川口水門は閉じてはおりません。
以上でございます。

○田邊委員

閉じてなかったその理由をお願いします。

○山本道路河川課長

当日、島田川の水位が上昇していたことは認識しておりましたが、当時、これまでに経験のないような雨量であったことから、浅江地区の水位上昇も想定されました。さらに、降水量の増加に伴いまして、内水の水位の上昇も考慮しますと閉めることができない状況でございました。

以上でございます。

○田邊委員

内水の状況を考慮して、今閉めることができないような状況だったというところ、だから危険を感じたという考え方でよろしいわけですか。

○山本道路河川課長

危険と言いますか、内水と外水の水位差、要は島田川の水位が外水でございまして、浅江排水路の水位が内水になります。外水から内水への逆流が始まるような状況であれば閉めることにはなりますが、そういう状況には至ってなかったと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

何時ぐらいですか、そのあたり、覚えていますか。

○山本道路河川課長

特に何時というのはないんですが、継続的に様子を見まして逆流が生じたようなことはなかったと認識しております。

以上でございます。

○田邊委員

あとで出てきますけど、山口県土木の降雨量の水位があるんですけど、外水は海の水、内水は川の雨量の関係の、そうした川口水門に流れるというところなんですけど、その

あたりが微妙なところと思うんです。それで、川口水門の開閉に関しては、排水ポンプの設置や運転に問題はなかったのかというところをもう一度。

○山本道路河川課長

島田川でございますが、豪雨の際は海の水ではなく洪水、上流からの雨水だと認識しております。ポンプに関しましてでございますが、島田川の水位が排水路の水位より高くなり、島田川から排水路へ逆流が発生する際は水門を閉鎖し、ポンプで内水を排水することとなっております。平成30年豪雨では内水の水位上昇も急激なものであり、広範囲において急激に水位が上昇したためポンプの運転までは至ってはおおりません。

以上でございます。

○田邊委員

ポンプはどうしたんですか。設置したんですか。

○山本道路河川課長

ポンプは設置しております。

○田邊委員

運転はどうですか。

○山本道路河川課長

運転はしておりません。

○田邊委員

ポンプは設置したと、しかし運転はしなかったというのは当局が判断したという考え方でよろしいわけですか。

○山本道路河川課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

川口水門は閉じてなかったから、上流の浅江5丁目の住宅地が私どもは浸水したのではないかというところに至るんですけど、その辺の判断は当局が行った、その操作で正解だったというところですけど、そのあたりはどうですか。

○山本道路河川課長

当時でございますが、1時間30mmを超えるような雨が短時間に、加えて非常に多くの降雨が断続的であったことから、市街地や住宅地内の側溝や排水路などでは雨水を排水しきれなかったことも一因であるのではないかと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

それは、いわゆる内水ですよ。

○山本道路河川課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。続いて、島田川の水位が高くなり、水路に逆流するときは水門を閉じて、この島田川に水路の水をポンプアップするべきではなかったかと私は考えているんですけど、当局は内水によって浅江5丁目はそういった被害になったという考え方ですけど、私の今言った考え方はどう思われますか。

○山本道路河川課長

繰り返しになるかもしれませんが、外水が高くなり内水への逆流の発生がなかった状況でしたので、水門は閉めておらず、ポンプの運転もしていないということでございます。

○田邊委員

今の答弁では、内水はあふれた、しかし、ポンプは設置したのに動かさなかったと。外水の影響はないんですけど、内水があふれたんだから、川口水門でポンプアップするべきじゃなかったんですか。

○山本道路河川課長

繰り返しになりますが、時間30mmを超えるような雨量でしたので、各水路からの排水も水路の排水能力を超えていますので間に合わなかったのではなかったかというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

しかし、ポンプは据えたんですから、動かすくらいのはできて、少しは改善できたんじゃないかというところはどう思いますか。

○山本道路河川課長

水門を締め切るような状態ではございませんでしたので、ポンプを仮に作動しても島田川からの外水が入ってくるようなことになろうかと考えておりますので、運転できる状況ではなかったと考えております。

○田邊委員

一応、最初はポンプを据えた。しかし、当局の判断で作動しなかったというところなんですけど、浅江排水路のこの浸水対策を今後はどう考えるか。周南土木のこの河川部のデータがあるんですけど、こういった雨が降ったときに、その川口水門の状況を今後どう考えるかというところを教えてください。

○山本道路河川課長

浅江排水路などの浸水対策でございますが、この浸水対策には膨大な事業費と長い年月を必要とすることから、検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

次まだありますので、ここで休憩しましょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

もう一つ付き合ってください。

三井6丁目、8丁目の浸水被害なんですけど、一般質問で取り上げたように、この地域は一番、被害が大きかったところなんですけど、当時の周南土木事務所の水位グラフがあるんですけど、当局も持っていると思うんですけど、平成30年7月6日の18時から7月7日の12時までは、いわゆる氾濫危険水位を保っているという状況にあります。この長きにわたる災害危険水位を超えた際に、この地域の水門を開けたままにしていたからではないのかという点で、当局はどうお考えかというところをお願いします。

○山本道路河川課長

委員御質問の当時の状況でございますが、島田川におきましては、水位は6日の午後から急激に上昇し始めており、また市内では時間30mmを超えるような非常に激しい雨が断続的に降り続き、洪水が堤防を越えて堤内地に流れ込む被害も生じております。

このようなことから、水門の閉鎖のみで被害を防ぐことは困難な状況であったと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

当時、あの辺りの地域で島田川から水門側へ水が逆流しているのを見かけたという人もいたと伺いました。これについては、当局はどう思いますか。

○山本道路河川課長

平成30年7月豪雨の際は、島田川や島田川に流れ込む支川や水路などは急激に水位が上昇しており、また水の流れも速かったことから、流水による波等により一時的に水門や樋門に向かって水が流れ込むようなことが、逆流に見えたのではないかと推測しているところがございます。

以上でございます。

○田邊委員

河川管理要綱の河川管理施設の水門、陸閘等の標準操作規則によると、適切に操作を行ったと私は理解しておりますが、当局においては、そういった水門及び陸閘の標準操作規則にのっとったマニュアルなどはお持ちでしょうか。

○山本道路河川課長

今委員仰せの標準操作規則や、また水門や樋門の具体的な操作方法や手順を記載したのもございます。こういったものがマニュアルであると考えております。

以上でございます。

○田邊委員

こういったことについては、管轄である県の周南土木事務所との連絡、連携などは当時行ったのか、その辺りをお願いします。

○山本道路河川課長

周南土木建築事務所との連携も適切に行われていたと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

先ほどから言うように、水位の状況を判断しながら水門の開け閉めをすればよかったのではないかと。水門の適切にする時間というのはあったのか。その7月6日とかその以前にそういったものはできたのではないかと思うんですけど、その辺りのところは どう思っておりますか。

○山本道路河川課長

水位の変化に合わせて水門等の開閉を行うには、島田川の水位と堤内地側の水位をそれぞれ確認しながら行う必要がございます。

平成30年7月豪雨の際は、降雨が非常に激しく、また島田川や島田川に流れ込む水路の水位の上昇が急激でありましたことから、水位の変化に合わせた水門の開閉は困難な状況であったと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

当局も持っていると思います、この当時の水位グラフ、今後同じようなこの水位をたどった場合、今はかなり県がしゅんせつなり災害対策を行っているけど、この急激な水位、1波、2波あるんですけど、これは50mm近い。50mm以上超えた状況になると想定してどう思われますか。この今後の考え方。

○山本道路河川課長

県では、同じような被害が起きないように、河道掘削や護岸の改修などを行っていると考えております。

以上でございます。

○田邊委員

当局としては、県のほうではそのこういった雨でも被害が少なくなるという想定でやると。いわゆる河道掘削などやったというところで私は思うんですけど、当局の管理するその水門の管理、今度はどういった状況でやりますか。

○山本道路河川課長

水門の管理につきましては、先ほど委員が申されました標準操作規則に基づいた操作ということになるかと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

私の言うように、本流から支流に逆流を確認した場合は閉鎖するというところが書いてあるんですけど、その辺りをやるということによろしいですか。

○山本道路河川課長

逆流が生じた場合は、資料に書いてあるように水門等を閉鎖するようになるかというふうに考えております。（「委員長、休憩、議事進行」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

失礼しました。議事進行に支障を来し、誠にすみません。

私の資料によりますと2波があったと、この周南土木事務所の。当局としては、今後この河川管理施設水門、陸閘の標準操作規則、これ本流から支流に向かって逆流が確認されたときは閉鎖すると書いてあるというところで、今後その河川管理、施設管理要綱に基づいて行うということでしょうか。

○山本道路河川課長

先ほどの発言の中で、一部訂正させていただきたいと思います。

標準操作規則に基づき、逆流が生じたときには閉めると申し上げましたが、内水の水位を確認しながら、それも判断の一つの要素に含めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

もう一度お願いします、流れを。

○山本道路河川課長

水門を閉めることについてでございますが、標準操作規則というものがございまして、これに従い、逆流が生じた場合は閉めることになりますが、内水の状況や降雨の状況も見ながら判断をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

三井地区は、これだけやるというのはやはり被害が大きかったというところで、今回一般質問で行いましたけど、やっぱり二度とあってはならないというところでお願いします。

和田排水路は、平成30年の7月豪雨においては、和田、宮ノ下は大きな被害はなかったと。以前から排水路は改修、しゅんせつを要望してきた、私は。平成28年度以降の和田地区の下流の水路のしゅんせつ、これについては何回行ってきたかというところをお願いしたい。

○山本道路河川課長

委員お尋ねの区域は、範囲が広く、しゅんせつは、現地の状況に応じて必要な箇所を随時行っているため、しゅんせつの回数というのなかなかお答えが難しいところではございますが、地元自治会からの要望なども踏まえながら、現地の状況を確認した上で適宜、堆積土のしゅんせつを行い、水路の流下能力の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

和田のほうは、今後ともその排水路の整備は、しゅんせつで確認して行ってください。以上です。

○大田委員

光駅について、30億円から40億円の金額をかけて建設すると言われております。

私も何遍もお聞きしているんですが、北側の駐車場にバスの乗り入れができないと。小型化すれば乗り入れができるかも分からないといういつも答弁なんですけど、できない場合は、上り線に対しては信号を渡って向こうまで、その信号から何m以上行かなくてはバス停まで行けないというようになっているんで、私は何遍もバスが回転できるような仕組みにしてくださいとお願いしているんですが、今のところはお金がかかるのでできないという答弁でありましたが、やっぱりバスの入るように回転場を造るべきだと私は思うんですよ。30億円か40億円の中の少し1億円か2億円かかっても、いいバス停を造って便利で乗りやすいところにバスの回転場があると、大変住民の皆様も利用する皆様も助かると思うわけです。

だから、バスの回転場を造るためには、今の駐車場のところの駅側のところに擁壁を造って回転場を広げるべきだと思うんですが、どうでございましょうか。

○松並都市政策課長

これまでも御説明を申し上げておりますように、光駅北口のロータリーにつきましては、大型バスを乗り入れる計画とはしておりません。基本計画でお示しをしておりますように、今年度からの設計の中で、小型のバス、例えばマイクロバスの乗り入れ可能な整備について検討していきたいと考えております。

擁壁ということのお尋ねもございましたけども、大規模なコンクリート擁壁などを築造すれば大型バスの乗り入れは可能となると考えられますが、これまでも御説明させていただいておりますように、基本計画の策定過程で、関係事業者との協議等を踏まえ、現在の計画に至ったところでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、擁壁があれば大型バスの回転も可能であるというような答弁も頂きましたが、乗客が降りて上り線、下り線は目の前のところにバス停をつけておられるんですが、上り線においては信号を渡って向こうの車線に行って、信号から何m以内はバス停ができないから離して造りなさいよという。晴れの今日みたいな日はいいですよ。雨の降った日なんかは傘を差して濡れながらバス停まで行かんやいけんわけですよ。それよりは、目の前のところに、せつかく回転場があるんだから、擁壁を造ってバスの回転場を設けて、そこへ出たらすぐ回転場があるとそういうふうな便利な将来的にも使いやすい北側のロータリー造ったほうが良いと思うんですよ。もう一度再考お願いしたいと思うんです、それは。

目の前の金がかかるからできないと言っておられるんじゃあ、それは将来的には、それは回転場があったほうが良いんですよ。だから、私は絶対造るべきと思うんですよ。ぜひ、再考をお願いしたいと思います。また、できんじやったらお聞きしますからよろしくお願いします。

次に移ります。

光市にある全ての道路の管理というのは、多分市長だろうと思うんですが、そこのところお答えください。

○邊見監理課長

道路の管理者につきましては、市道など道路法に基づく道路については道路管理者等の規定があり、光市の市道の場合は光市長が道路管理者となっています。そのほかの道路法に基づかない道路については、いろいろな道路がありますので一概には申し上げられません。それぞれ根拠法の中に道路の管理者という規定があるものについては、そうした道路の管理者が個別に定められていると考えております。

以上です。

○大田委員

例えば、認定外となると、管理者は市長ではないわけですか。

○邊見監理課長

委員御案内の認定外道路は道路法以外の道路であり、法定外公共物のうちのいわゆる赤線、里道といったものや農道、林道あるいは法定外公共物以外の生活道路などを指していると思いますが、こうした道路の土地が光市の行政財産である場合は地方自治法、また法定外公共物である場合は光市法定外公共物管理条例に基づき、光市長が占用や加工の申請があった場合の許可や土地の境界確認などの財産管理を行っております。

以上でございます。

○大田委員

そしたら、管理者というのは財産管理だけですかね。どういう役割を担われているんですか。財産管理だけですか。

○邊見監理課長

法律上のものと言えば、そのようなことだけになるかと思います。

○大田委員

市道の場合には、事故が起こった場合は管理者が面倒を見るということ。それで、認定外みたいな道路は。もう一遍言ってください。

○邊見監理課長

事故が起こった場合でございますが、その発生の責任につきましては、事故等の状況やその原因など現場確認に応じ、いろいろな判断が出てくるかと思っておりますので、一概には申し上げられません。事故を起こさないように安全を確保することは重要でございますので、日常生活の中で危険な状況を発見されたら、市のほうに御一報いただければ、安全対策等した処置は市のほうで取りたいというふうには考えております。

また、そうした市道以外の市が所有等している土地にある里道、赤線等についても、市道と同様に道路賠償責任保険に加入をしておりますので、こうした道路の瑕疵等によって、万が一事故が発生した場合には、市のほうで保険対応をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

保険対応するが、市道以外で道路をもし工事をしようとしたときに、道路占用届は管理者が許可証を出すと思うんですが、いかがですか。

○邊見監理課長

法定外公共物の赤線、里道の場合でお話をいたしますが、その場合は、条例に基づいて光市長のほうに申請をいただき、加工とか占用の許可を出しております。

以上でございます。

○大田委員

認定外道路なんかを工事する場合は、管理者が許可を出すと今言われたんですかね。

○邊見監理課長

今申し上げましたのは、法定外公共物の場合でございますが、例えばそこが法定外公共物以外の市の土地であれば、あるいは行政財産の場合もあろうかと思えます。そうした場合には、また別の条例の適用で許可を出す場合もあろうかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

認定外道路なんかやったら、市の所有物と考えてもよろしいんですか。

○邊見監理課長

認定外道路は、ちょっと幅広い概念になりますので、ケースバイケースで個別に違ってくるかと思えます。一概にはお答えはできません。

○大田委員

いや、認定外道路で工事をしようとして、市道じゃありませんから市はやりませんと。じゃあ民間がやりますとといったときの道路許可願、占用願は勝手にやれということですかね。

○邊見監理課長

道路の状況によって変わってまいりますので、一概には申し上げられませんが、市のほうで法令で決めているのは、道路の場合は道路法による許可、それで法定外公共物の

場合は法定外公共物管理条例の許可、行政財産の場合、地方自治法関係の条での許可、あと普通財産であればまた普通財産のほうの条例があったと思います。そちらでの取扱いになろうかと思っています。

○大田委員

ちょっともう少し分かりやすく言ってください。

○邊見監理課長

それぞれ個別に管理する土地によって変わってくるということでございます。
以上でございます。

○大田委員

だから、普通一般的に認定外道路で車が走りよる。そこが道路が悪くなったから直すといった場合には市はやってくれないという場合が多分にあるんですよ。そのところで、しょうがないからという人が工事をやる場合なんかは、市が道路占用許可願を出すわけでしょう。出さないんですか、それは。

○邊見監理課長

市が管理しているものであれば出すことは可能であると考えますが、その状況によって市が管理しているものでない道路もあるかと思っていますので、そこはケースバイケースだろうというふうに考えております。

○大田委員

例えば、あそこの和田住宅なんかは、市道と並行して認定外道路なんかあるわけですよ。それなんか工事する場合は、市が市道でないからと、認定外道路だからという返事を頂いちょるわけですよ。そういう場合はどねえなるんですか。

○邊見監理課長

そちらの市道でないところの底地の状況を、今把握しておりませんが、そこが市有財産であったり、法定外公共物である場合には市のほうで許可を出すような取扱いになろうかと思っています。

○大田委員

その場合は、個人の道路じゃないと思っているんですがね。個人の道路じゃったらそれはしょうがないにしても。個人の道路じゃない、そういうときにはどうなるんですか。だから、例えばの例を和田住宅の道路を挙げたわけなんです。

○邊見監理課長

今言われましたのが、個人の道路でない場合でございますが、認定外道路と一口に申

されましてもいろんなものがありますので、それは一概には申し上げられないというふうにお答えしたつもりでございます。

○大田委員

それは、要するに個人でなくて自治会の方が共有で持ちよった場合は、市は面倒見ないと。

○吉本副市長

委員さんの御質問、その趣旨については、私が部長時代に一般質問で何度も御説明しておりますが、先ほどから課長が御説明しているように、認定外道路は道路法による道路として認定されていない道路で、主には農道や赤線、その他道路というのがあるかと思うんですけれども、こうした認定外道路は、生活道路として主に地域住民の皆様に利用されております。

このため、財産の管理は市ではありますけれども、日常の維持管理は地元の皆様をお願いをしているところでございます。

参考までに、ここで光市法定外公共物管理条例第3条を読み上げてみます。「利用者の責務」という規定があるわけなんですけれども、「法定外公共物の利用者は、法定外公共物が市民の財産であることを念頭に置き、常に良好な状態で利用できるよう、その保全に努めるものとする」。

これは、認定外道路についても、同じ生活道路ということで、この管理条例第3条の規定に準じて、地域の皆様方、利用される皆様に維持管理をお願いしているところでございます。

これも、この委員会の場で私も何度も申し上げてきた記憶がありますが、いわゆるその地域に密着した地域の皆様方の財産であるその生活道路が常に良好な状態で利用できるよう、地域の皆様方のお力をお借りしながら、日常の保全活動であったり維持管理活動をお願いしております。これは光市だけが特別ではなく、県内のほとんどの市が同じような状況ですので、御理解を頂きたいと思っております。

地域の皆様方のお力添えを頂いているからこそ、今の大切な生活道路が維持管理できているということですので、この場をお借りしまして皆様方にはお礼を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

維持管理は分かったよ。もし大規模で工事をする場合はどねえなのかという、今お聞きしよるわけ。大規模で工事をする場合は、それは道路の通行止めやら取ったりする場合なんかはどうなのかってお聞きしよるわけですよ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○邊見監理課長

通常の道路占用あるいは道路工事施工許可につきましては、法定外公共物も同様ですが、内容を審査して個別の状況を判断し、関係法令等に適合するかどうか等の審査をした上で許可を出しております。

今回の場合も、ちょっと個別の状況は分かりませんが、そうした状況を事前に確認した上で許可を出すようなことになるのではないかと考えております。

○大田委員

許可を出すということでありました。もし、それが終わった後何年かたって、側溝蓋踏んで車が事故を起こしたと。そのときは、市長が管理者となるようなことを言われましたが、そのときの補償はどこが見るんですか。

○邊見監理課長

先ほど申し上げましたが、市のほうで道路賠償責任保険に入っておりますので、そ事故の状況等を十分確認しながら、どこが責任を負うべきかということ判断しながら進めるようになろうかというふうに考えております。

○大田委員

今市が許可やら出してくれちゃったわけよ。それで、先ほども管理者は市道以外の認定外道路も管理者は誰か言うたら市長じゃろうという答弁もありました。だから、管理者であるから当然市が見るじゃろうと思うんですが、そこで状況を判断して見たり見んじったりするようになると、こういう答弁みたいに思ったんですがね。

○邊見監理課長

その後の管理の状況等がどのようになされたかとか、そういった状況もありますので、その辺は、個別に判断するようになるかと思えます。

○大田委員

今の答弁やったら、それぞれに、これは市が見る、これはお前らのところで見ると、こっちはお前が勝手にやったんだからちゅう判断になるわけですよ。今のような答弁だったら。それぞれ都合のええような今度は判断になるわけですよ、そうなる。そねえなええ加減な判断じゃいけんでしょ。

○委員長

さっき副市長が言われたように、法定外公共物の財産管理と機能管理は違うのだという副市長の回答があったと思いますが、一応今大田委員も疑問があるようでございますので、そこをもう一度ちょっとお答えいただけますか。（「今の御質問のですか」と呼ぶ者あり）

○大田委員

いけんでしょうという。だけん、判断はそういうような一つ一つの都合のええような判断になるからいけんでしょうという。

○邊見監理課長

その事故における瑕疵がどのようなものであるかは具体的に状況によって変わってくると思いますが、その辺りを一般論でどうこうということはお答えすることは困難だろうというふうに考えております。

○大田委員

そこその都合によって判断すると。そういう判断の仕方は私は、一応は市道以外でも市長が管理者であるから、市長が当然取るべきだろうと思っておるわけですよ。ということは市が取るということになると思うんですよ。それを、そこそこで都合のいいように駄目ですよとかいう判断じゃないと思うんですよ。

○吉本副市長

これについても、一般質問の場でお答えしたことがありますけども、そういった道路で事故等が仮に発生した場合の責任、これはその原因であるとか、瑕疵について事故等の現場状況に応じた判断というのが必要になります。

先ほども課長が申し上げましたけども、責任の所在をここで一般論で、明確にお答えすることはできませんけども、少なくとも地域の方が責任を負うということにはならないと考えております。

当然、道路上の事故ということになれば、車両での瑕疵といったものもあれば、設置者としての瑕疵というのものもあるでしょうし、これはケースバイケース、その現場状況に応じた判断が必要になると思いますし、また、これは市のほうで判断できるものでもありませんので、その辺は御理解を頂きたいと思います。

以上です。

○大田委員

そりゃあ車両同士じゃったら車両同士で当然解決すべき問題じゃろうが、道と車両とか、またたまたま車なんかがその溝にぽんと挟まってけがしたとかする場合もあるはずなんですよ。それも、それはお前が勝手に遊んだんじゃからお前のもんじゃ、お前責任取れよとそういうもんじゃないと思っているんですよ。

だから、一応管理者は市長がやるとなるとというような答弁も頂いちょるから、市が当然見るべきだろうと、こういうふうに思っておるわけです。ぜひとも、そのところはよう、深く考えられて、市は面倒見れるようにお願いしたいと思います。

また、認定外道路なんかにつきましても、当然同じ時期にこれが認定外、これは市道というふうになったこともいろいろありますが、それらも一応市道に上げるようにお願いしたいと思います。

次に移ります。

公共施設のマネジメントをずっと進行されておりますが、現在、公共施設のマネジメントはどのようになされておるかお答えください。どのくらい進んでいるか。

○委員長

市営住宅についてということでよろしいですかね。建設部所管分全部、公園とか全部について。

○大田委員

公共施設。

○山本道路河川課長

橋梁についてでございますが、橋梁長寿命化計画を策定するに当たりましては、平成23年から24年にかけて181橋の橋梁に対して点検を行い、平成25年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。

その後、令和2年に橋梁長寿命化修繕計画を見直し、208橋を対象とした橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の補修、点検に努めているところでございます。

以上でございます。

○松並都市政策課長

公園についてお答え申し上げます。

光市公共施設等総合管理計画におきましては、公園につきましては、道路や橋梁と同様、インフラ施設と分類をされておまして、人口規模に合わせた総量の縮減を目指すことは非常に難しいとしております。

ただ、公園に設置しております公園施設につきましては、計画的な維持管理と効率的な更新を図るために、今年度、公園施設長寿命化計画の策定を進めてまいることとしております。

以上でございます。

○沖本建築住宅課長

市営住宅におきます光市公共施設総合管理計画でございますが、用途廃止につきましては、現在までに亀山住宅、南汐浜住宅、汐浜2区住宅、上島田住宅、三輪中央中宅を解体しております。面積にいたしますと、今のところ1,341m²削減をしております。

これは、光市公共施設等総合管理計画の縮減目標で掲げております4万1,000m²のうち1,341m²、約3%程度になろうかと思っておりますが、削減をしております。

以上でございます。

○大田委員

今、橋梁は180橋から280橋に長寿命化計画は膨らんだんですが、今、それ修繕計画と

というのは、どのくらい進捗状況があるのでしょうか。

○山本道路河川課長

対象橋梁は208橋梁でございます。

令和2年度末現在で、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕等を行っておりますのは12橋でございます。

以上でございます。

○大田委員

その12橋、補修工事を行ったと。今後もどんどん進めていってもらいたいと思います。208橋分の12橋じゃから、まだまだ時間がかかるとは思いますが、早急に順次進めていってもらいたいと思います。

また、公園も今年度からマネジメント計画を立てるということでありますので、しっかりと計画を立てて、それに沿って進行していってもらいたいと思っております。

また、市営住宅につきましては、4万1,000m²のうち1,341m²しかまだできていないということで、3%ぐらいという答弁じゃったんですが、それも順次進められていかれると思うんですが、なるべく前倒しで今後とも進めていってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルスの影響により市営住宅の家賃が払えなくなった入居者のために家賃を減免するなどいろいろ求めてまいりましたが、その救済措置は行っているのかおらないのか。また今後どのようにするのかお答え願いたいと思います。

○沖本建築住宅課長

新型コロナウイルスの影響によりまして、市営住宅の家賃が払えないといったケースの救済措置といたしまして、先ほど委員仰せの、減免措置については現在行っておりません。

しかしながら、新型コロナの影響により著しく収入が減り、家賃の支払いが困難な状況にある入居者につきましては、申請により家賃の徴収猶予を認めております。減免措置につきましては、福祉部局のほうで生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金のほうが市営住宅においても活用できることから、市営住宅の制度としましては今のところ減免の救済措置を特別設けることは考えておりません。

以上でございます。

○大田委員

それ、そういうふうな減免措置を求めているのは、福祉部のほうでやっているから福祉部のほうに任せているということでございます。なるべく救済措置を行うようにお手伝いしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、その徴収猶予とか猶予期間ちゅうのは、そんながあったら、その猶予後の納付額などどのような、取決めが決めておられるのかどうか教えてください。

○沖本建築住宅課長

徴収猶予を認めた場合の徴収猶予期間後の納付額などの取決めについてでございますが、基本的には取決めについてはございません。入居者のほうで猶予期間と猶予後の納付額は設定はしていただいております。ただ、入居者と御相談の上ということになりますので、お話をよく伺った上で、なるべく年度内に支払っていただくような形の御提案はさせていただきますが、最終的には入居者御本人様に決めていただいております。

以上でございます。

○大田委員

申し訳ないんですが、ちょっとよく聞こえなかったんですね、すみません。

○沖本建築住宅課長

徴収猶予におきます猶予期間や、猶予後の納付額に取決めがあるかということでございます。取決めについてはございません。入居者のほうで猶予期間と猶予後の納付額については設定をしていただいております。

以上でございます。

○大田委員

今のところ、福祉部に任せよるから、これは猶予期間とか猶予がないというように分かりました。

それでは、次に、岩田駅前が新しく、市営住宅が新築になりました。このたび募集をされて全部、1次募集のときには埋まっていなかったようにお聞きしたんですが、2次募集されてどねえやったんでしょうか。ちょっと教えてください。

○沖本建築住宅課長

岩田駅前住宅の入居状況でございます。全部で20戸ほどございますが、溝呂井住宅から移転する入居者が8世帯と、1次募集とおっしゃられましたけど、3月27日から第1回目の公募を開始しております。これにより入居が決まったのが8世帯、合計現在16世帯の入居が決まっております。

また、5月25日からの、いわゆる2回目の募集で4世帯が今のところ当選をしております。この4世帯の正式な入居が決まれば、全20戸の入居者が決定をする見込みとなっております。

以上でございます。

○大田委員

1次世帯では16世帯、2次世帯で4世帯決まって、16世帯が入って、この4世帯が決まって入れば全部埋まったということでございますが、入ってもらうように願うしかな

いですね。よろしくお願ひします。

同じ岩田駅前住宅で、市営住宅は駐車場料金を取らないんですよね。同時並行で県営住宅は、今までは県営住宅は駐車場料金取りよったんですよ。どっちか同じほうにしたほうがええんじゃないかと思うんですが、そのところの県営住宅も市営住宅と同じように払わないのか払っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○沖本建築住宅課長

岩田駅前住宅の県営住宅側の駐車料金でございますが、先ほども委員仰せのとおり、市内に限らず県営住宅では通常駐車場料金を徴収しておりますが、今回の岩田駅前住宅におきましては、同一敷地内に市営住宅と県営住宅がありますことから、駐車場の料金の取扱いにつきましては、これまでに何度も県と協議を重ねた結果、どちらかに統一すべきであるという結論に至り、県のほうからこの住宅に関しては市の方針に従うという提案を受けたことにより、県営住宅も市営住宅も無料ということにさせていただきました。

以上でございます。

○大田委員

市職員の皆さんの熱意が県側に伝わって、市営住宅と同じで無料ということになった。大変ありがたいことでございます。でも、他の県営住宅は駐車料金を徴収しているはずなんですよ。今回県のほうが有料としなかったのはなぜなんだろうかね。

○沖本建築住宅課長

先ほど少し説明をさせていただいたんですが、今回の岩田駅前住宅につきましては、市営住宅と県営住宅、合築という形で進めさせていただいております。入居者につきましては、県営住宅側の入居者、市営住宅側の入居者というふうに分かれようかと思いますが、駐車場につきましては、同じ敷地内に県営住宅20戸、市営住宅20戸ございます。同じ敷地内にある駐車場の中で、片方が有料で片方は無料ということは入居者にとってはあまりいい状況ではないということで、県のほうで一步譲歩していただいたような形でございます。

以上でございます。

○大田委員

県のほうがありがたいことをしてくださったと感謝せにゃいけん。市のほうの努力も実ったということではありますが、これは各1台ですか。

○沖本建築住宅課長

1戸につき1台とさせていただきます。

以上でございます。

○大田委員

もし、何かの事情で2台目持った場合は、その2台目はどねえなるんですか。

○沖本建築住宅課長

2台以上車を所有されていらっしゃる入居者につきましては、近隣の駐車場等御自分で探していただくようお願いをしております。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。このたび、駐車料金が市の努力で無料になったことを大変ありがたいことでございます。

終わります。

○仲山委員

先ほど話が出ました駅と駅前の整備のことで、駅舎と南北自由通路とそれから駅前広場、2つに分けて基本設計を進めるという話でありました。当然のことながら、一体として整備をするものでございます。それぞれが基本設計の作業はしていくんですけども、やはり共にこう情報交換ないしは意思統一のような場を持ちながら進めていかないと、力が発揮できないというようなことも起こるのではないかと心配をしております。その辺りについてのお考えをお伺いします。

○松並都市政策課長

先ほども申し上げましたように、光駅の基本設計につきましては、自由通路等は鉄道事業に精通したコンサルタント会社に、一方、駅前広場につきましては、公募型プロポーザルにより特定したコンサルタント会社に、それぞれ委託することとして現在、契約に向けた準備をしております。

委員仰せのように、当然のことですが、一体となった設計を進めていく上で、2つのコンサルタント会社、それから発注者である私どもが、しっかりと協議をしながら設計を進めてまいりたいと考えておりますし、それぞれの契約の仕様書に、一方の事業所としっかりと調整をすることを明記しておりますので、その辺りもしっかり監督はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

契約のほうでも、ちゃんと共に調整をしながら進めるということになっているということをお伺いしました。ちょっと安心しました。

最終的には、その調整というか、方向性を決定していくときに、それぞれが出してくるアイデアであるとか方針みたいなものの中から当局のほう、それはこちらのほうがいいなどある種価値判断もしくは方向づけという方向をしていくような場面も起こるか

と思います。ぜひとも市当局のほうがりーダーシップをしっかりと取っていただいて、それぞれが力を発揮できるような形で進めていただければと思います。

以上です。